
私立大学の財政基盤について

平成28年6月28日
文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私立大学に対する国からの支援について

私立大学に対する私学制度としての支援

1. 私学助成金（一般補助、特別補助等）
2. 日本私立学校振興・共済事業団の融資
3. 税制優遇（固定資産税、寄附税制等）

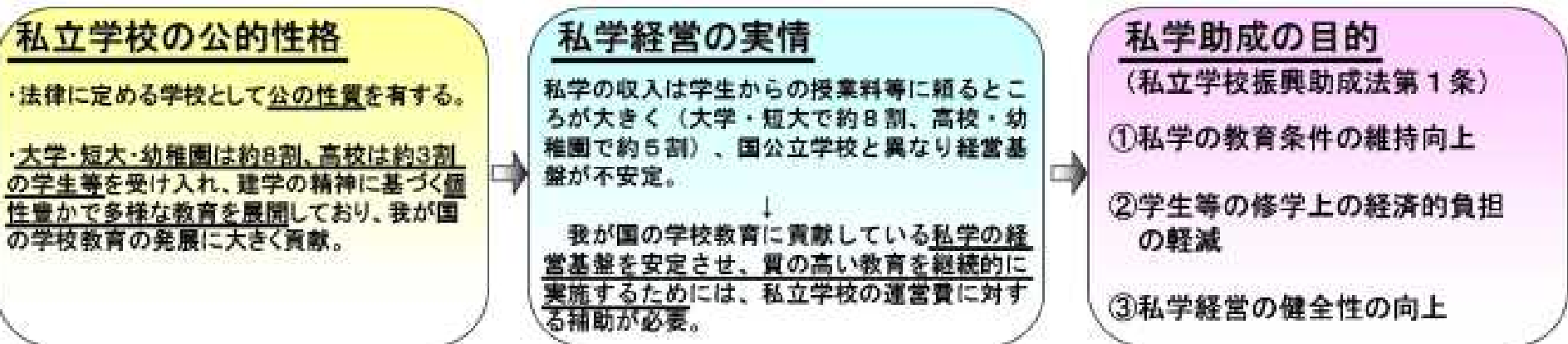
※ ただし、上記以外に科研費等、国公私を通じた多様な基盤に支えられている。

私学助成の目的

私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六十一号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

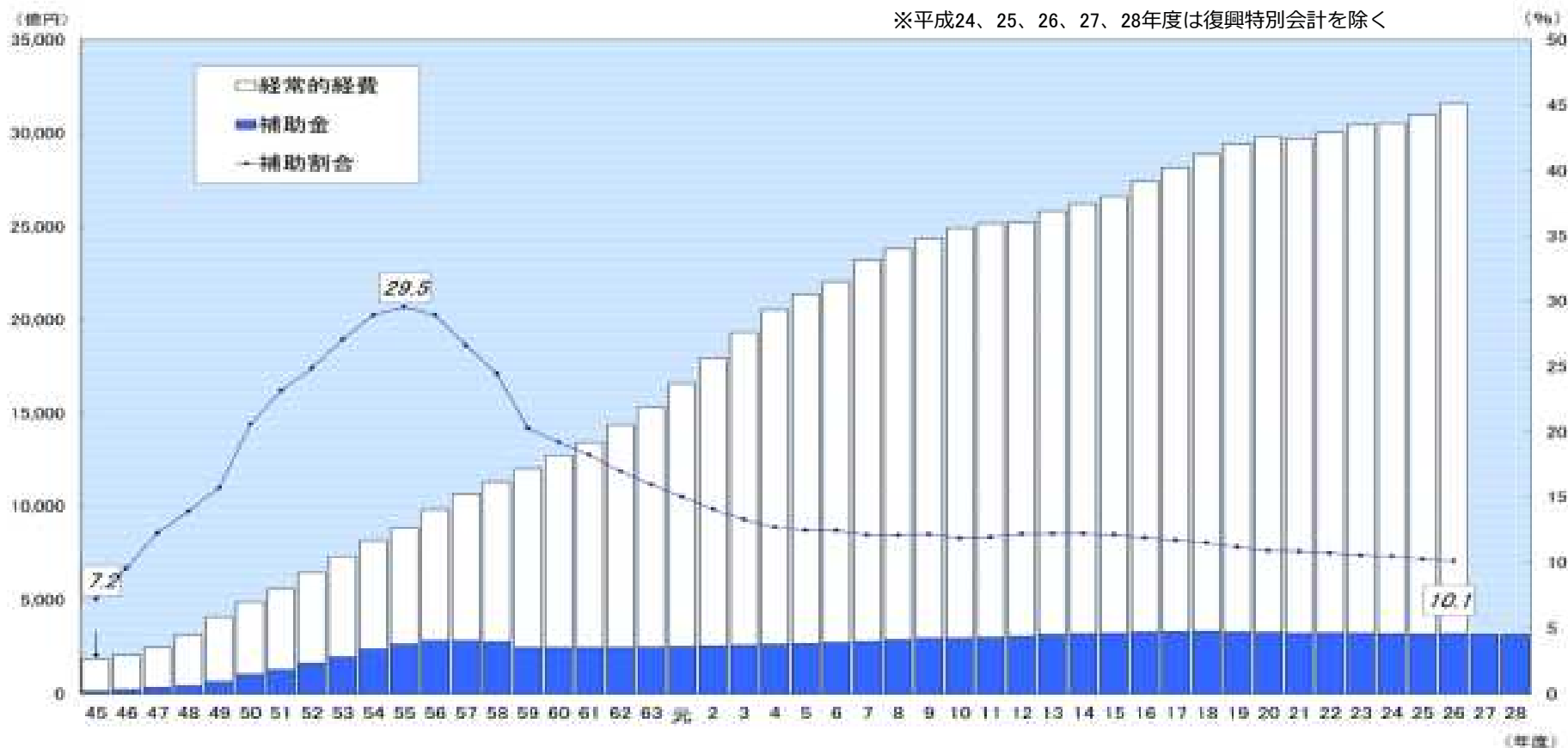


私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

(単位: 億円・%)

区分	S50年度	55年度	H5年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常的経費	4,892	8,818	21,359	28,849	29,426	29,786	29,691	30,052	30,449	30,516	30,977	31,580		
経常費補助金	総額	1,007	2,605	2,656	3,313	3,281	3,249	3,218	3,222	3,209	3,188	3,175	3,184	3,153
	(伸率)	(57.4)	(10.6)	(2.1)	(0.6)	(▲ 1.0)	(▲ 1.0)	(▲ 1.0)	(0.1)	(▲ 0.4)	(▲ 0.7)	(▲ 0.4)	0.3	(▲ 1.0)
	伸額	367	250	54	20	▲ 32	▲ 32	▲ 31	4	▲ 13	▲ 22	▲ 12	9	▲ 31
	うち特別補助割合	17	73	397	1,109	1,113	1,113	1,102	1,102	398	394	393	422	441
	(1.7)	(2.8)	(15.0)	(33.5)	(33.9)	(34.3)	(34.3)	(34.2)	(12.4)	(12.4)	(12.4)	(13.3)	(14.0)	(14.3)
補助割合	20.6	29.5	12.4	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1		

※平成24、25、26、27、28年度は復興特別会計を除く



私学振興助成法における補助割合について

○私立学校振興助成法（抄）（昭和50年7月11日法律第61号）

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

（補助金の増額）

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、特に必要があると認められるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

○「私立学校振興助成法案」に対する附帯決議（抄）参議院文教委員会 昭和50年7月1日

政府は、本法の運用にあたり、私立学校教育の特質と重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、私立大学に対する国の補助は二分の一以内となっているが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努めること

平成28年度予算（私立大学等経常費補助）の概要

平成27年度

【一般会計】 3,153億円

（一般補助） 2,711億円 (86.0%) （特別補助） 441億円 (14.0%)

2,711億円	成長力強化への貢献 51億円	社会人受入れ 45億円	国際交流基盤整備 64億円	大学院等基盤整備 148億円	経営強化等 49億円	授業料減免等 85億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------

【復興特別会計】 28億円

授業料減免(被災者分) 17億円	復興特別補助 11億円
---------------------	----------------

平成28年度

【一般会計】 3,153億円（前同）

（一般補助） 2,701億円 (85.7%) （特別補助） 451億円 (14.3%)

2,701億円	成長力強化への貢献 62億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 63億円	大学院等基盤整備 147億円	経営強化等 47億円	授業料減免等 86億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------

【復興特別会計】 18億円

授業料減免(被災者分) 7億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------

私立大学等改革総合支援事業の充実

167億円（うち一般補助95億円）
* 一般補助及び特別補助の内数

地方に貢献する大学等への支援を充実

私立大学等研究ブランディング事業の新設

50億円 * 上記の内数

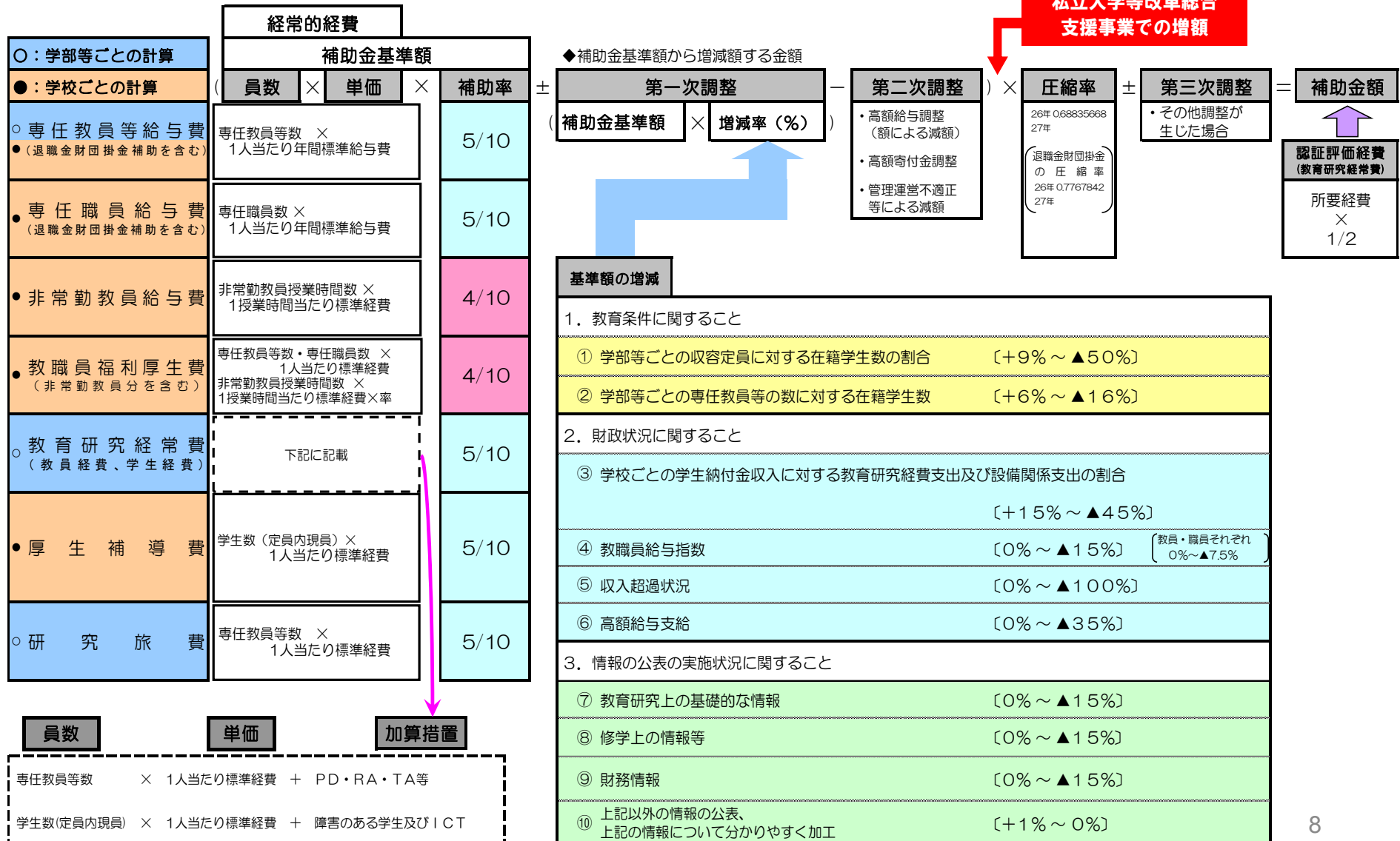
私立大学等経営強化集中支援事業の推進

45億円 * 上記の内数

対象人数増による充実等

一般補助の計算の仕組み

○基本は「教員・学生の員数」×「単価」



私立大学等改革総合支援事業での増額

特別補助について

昭和50年 私立学校振興助成法成立
特別補助制度 創設 (約17億円 総額の1.7%)

昭和59年 私立大学等経常費補助金の大幅削減 (約322億円減)
特別補助の割合増加

- 行政改革に関する第5次答申 (最終答申) (抄) (S58.3.14 臨時行政調査会)
- ii 私立大学等に対する補助金の配分方式について、次のような合理化を図る。
 - ② 特色ある研究や教育に対する特別補助の助成総額に占める割合を高める。

平成14年 私立大学教育研究高度化推進特別補助 創設 (~H18) 約645億円

平成19年 ゾーン制創設 (~H22)

平成23年 共通的に行われるようになった活動について「一般補助への組替」を実施

私学助成の「競争化・改革化」の歴史

S45経常費補助金制度創設
(予算補助)

S50私立学校振興助成法制定
(S51法律補助)

S50特別補助創設
S51-高等教育計画により、大学の新增設及び定員増においては原則抑...

S57シーリングの開始
S58臨時行政調査会最終答申
(総額抑制、特別補助の割合を高める)

H14機関補助に競争の観点を反映
(骨太2001)、文科省から直接交付する高度化推進特別補助を創設(-H18)

H15大学設置に関する抑制方針を撤廃、準則主義に転換

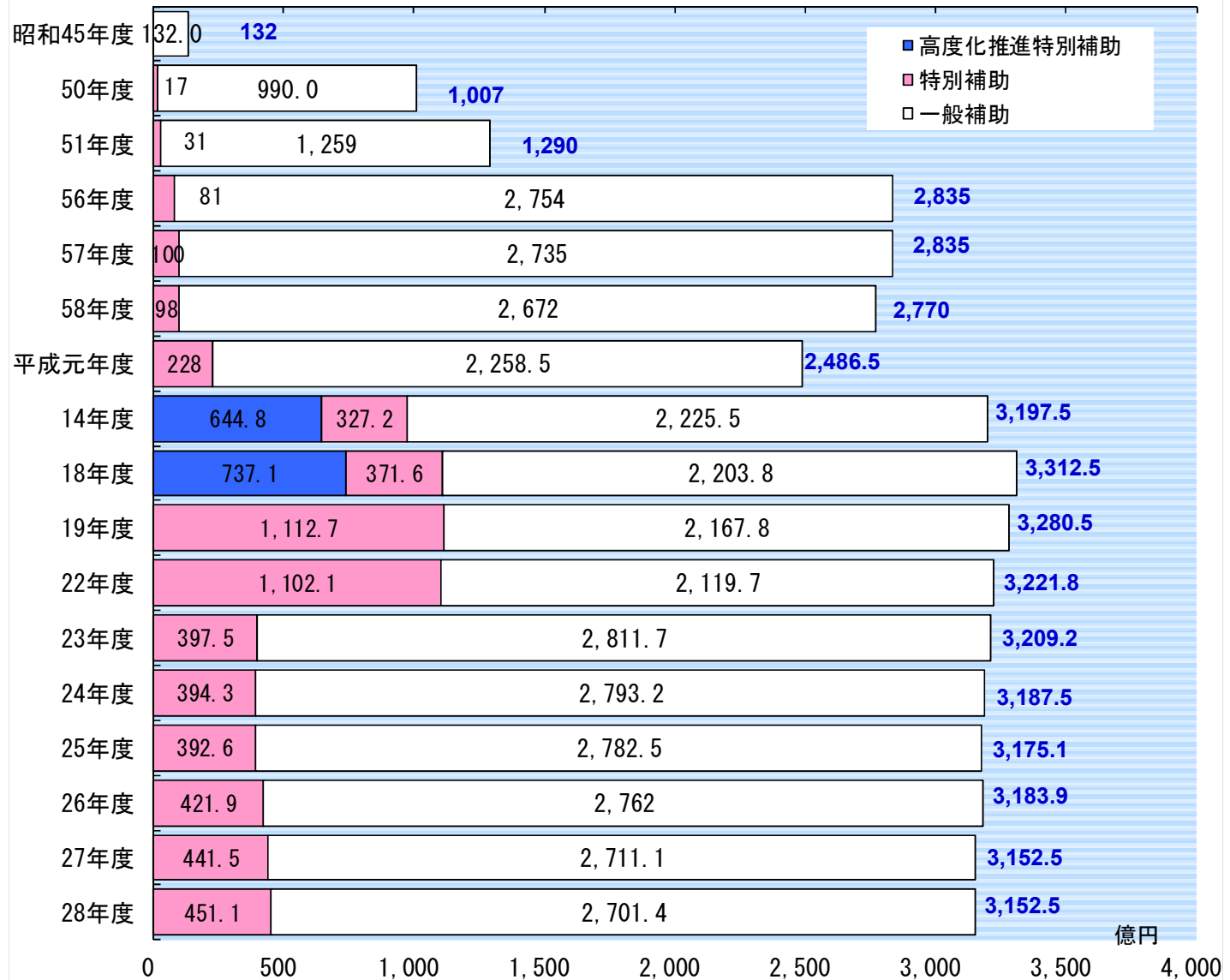
H16-認証評価制度の開始
H19対前年度比▲1%を基本とする
(骨太2006)、機能に応じた特別補助である「ゾーン制」創設(将来像答申)(-H22)

H23特別補助のうち共通的に行われるようになった活動について「一般補助への組替」を実施

H25私立大学等改革総合支援事業

H27私立大学等経営強化集中支援事業

H28私立大学研究ブランディング事業



注1:金額は当初予算額。

注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合。

注3:平成24~28年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含まず。

平成27年度特別補助項目一覧

NO.	補助項目	
I	成長力強化に貢献する質の高い教育	<ul style="list-style-type: none"> ●就職支援・就業力育成の充実 ●医学部入学定員の増員 ●被災地の復興支援 ◎教育の質的転換(タイプ1) ◎産業界・他大学等との連携(タイプ3)
II	社会人の組織的な受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ●正規学生としての受入 ●多様な形態による受入れ ●社会人の受入れ環境整備 ◎地域発展(タイプ2)
III	大学等の国際交流の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●海外からの学生の受入れ ●海外からの教員の招へい ●学生の海外派遣 ●教員の海外派遣 ●大学等の教育研究環境の国際化 ●実践的な語学力の習得や国際理解の推進 ●クールジャパンを活用した日本文化の発信 ◎グローバル化(タイプ4)
IV	大学院等の機能の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ●大学院における研究の充実 ●研究施設運営支援 ●大型設備等運営支援 ●戦略的研究基盤形成支援 ●大学間連携等による共同研究 ●専門職大学院等支援 ●法科大学院支援 ●短期大学・高等専門学校における教育研究の充実
V	経営強化等支援	<ul style="list-style-type: none"> ●経営強化集中支援 ●教学改革推進のためのシステム構築・職員育成(継続分) ●持続的な大学改革を支える職員育成(継続分) ●未来経営戦略推進経費(継続分)
VI	授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●授業料減免事業等支援 ●卓越した学生に対する授業料減免等 ●学生の経済的支援体制等の充実 ●特色ある経済的支援方策
VII	東日本大震災からの復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ●授業料減免事業等支援(震災分) ●被災私立大学等復興特別補助

私立大学等改革総合支援事業

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 教育の質的転換の取組について重点的に措置するとともに、高大接続改革に取り組む大学を追加的に支援(タイプ1)。また、大学の特色に応じて申請できるタイプ2～4も充実。
- 対象は、延べ670校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。
- 3年間の事業実績を踏まえて、設備費を縮減する一方、経常費増額により採択校を拡充。

平成28年度予算額 201億円(201億円)

経常費	167億円	(144億円)
活性化設備費	23億円	(46億円)
施設・装置費	11億円	(11億円)

基本スキーム

タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏(過疎地域は除く)にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
 - 外国人教員・学生の比率
 - 地域のグローバル化への貢献 等
- ※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を追加的に支援(新規)

＜評価する取組(例)＞

- 多面的・総合的な入試への転換
- 高等学校教育と大学教育の連携強化
- アドミッションオフィス等の組織改善
- 追跡調査など選抜方法の妥当性の検証 等

私立大学等経営強化集中支援事業

平成28年度予算額：45億円(45億円)

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム

対象期間：平成27～32年度(2020年度)までの「**私立大学等経営強化集中支援期間**」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち**最大150校程度**

※三大都市圏以外に所在(三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は対象とする。)、収容定員2,000人以下

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：**経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分**

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・60~70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・70~80校程度	3,500万円(平均)

主な評価項目例

◆経営状況の把握・分析

- ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

◆組織運営体制の強化

- ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- ・監査体制の強化

◆学生募集・組織改編

- ・地域における入学志願動向調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「**経営改善計画**」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

◆人事政策・経費節減等

- ・人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定

◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・他大学との学内施設等の共同利用

◆地域・産業界との連携等

- ・地域経済への波及効果の分析
- ・地方公共団体・企業からの資金提供

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。(Bのみ)

私立大学研究ブランディング事業

平成28年度予算額 72.5億円【新規】

【施設・装置：5.5億円 設備：17億円 経常費：50億円】

※「私立大学臨時的研究基金形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

タイプA【社会展開型】 (Research Center for Society)

タイプB【世界展開型】 (Research Center for the World)

支援対象

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究

- ・特定の地域あるいは分野における、地域の資源活用、産業の振興・観光資源の発展・文化の発展への寄与、起業や雇用の創出等を目的とするもの
- ・申請は地方大学^{※1}又は中小規模大学^{※2}に限定

※1 三大都市圏（定数は首都圏圏域圏域等を含む）以外に存在 ※2 収容定員数1,000人未満

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究

- ・学際・融合領域・領域間連携研究により新たな研究領域の開拓、生産技術の確立や技術的課題への大きな寄与、国際連携等のグローバルな視点での横断的取組、社会的ニーズに対応した知の活用等を目的とするもの

選定方法イメージ

【研究体制】学長のリーダーシップの下で全学的優先課題としての設定や研究体制の整備の状況

- 事業計画への記載、学内予算及び人的資源の重点的・効率的配分、教育への展開計画の策定など、全学的優先課題として位置付けられているか。
- 研究活動・研究業績に係る点検・評価を実施し、その結果を研究組織あるいは全学的な管理運営に反映する体制が整備されているか。
- 研究活動の進捗管理及び支援に係るマネジメント体制、学内外の連携体制が整備されているか。 等

研究体制と研究内容を総合的に審査

【研究内容】

- 期待される研究成果が明確であり、全学的優先課題として適切か。
- 研究成果が波及する対象との連携体制が整備されているか。
- 打ち出そうとするブランド力に独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。 等

【研究内容】

- 科学的・技術的意義や社会的・経済的意義がある研究内容か。
- 研究成果が貢献・寄与する程度が明確に想定され、実現可能性はあるか。
- グローバルな視点・独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。 等

30~40件程度選定

補助条件イメージ

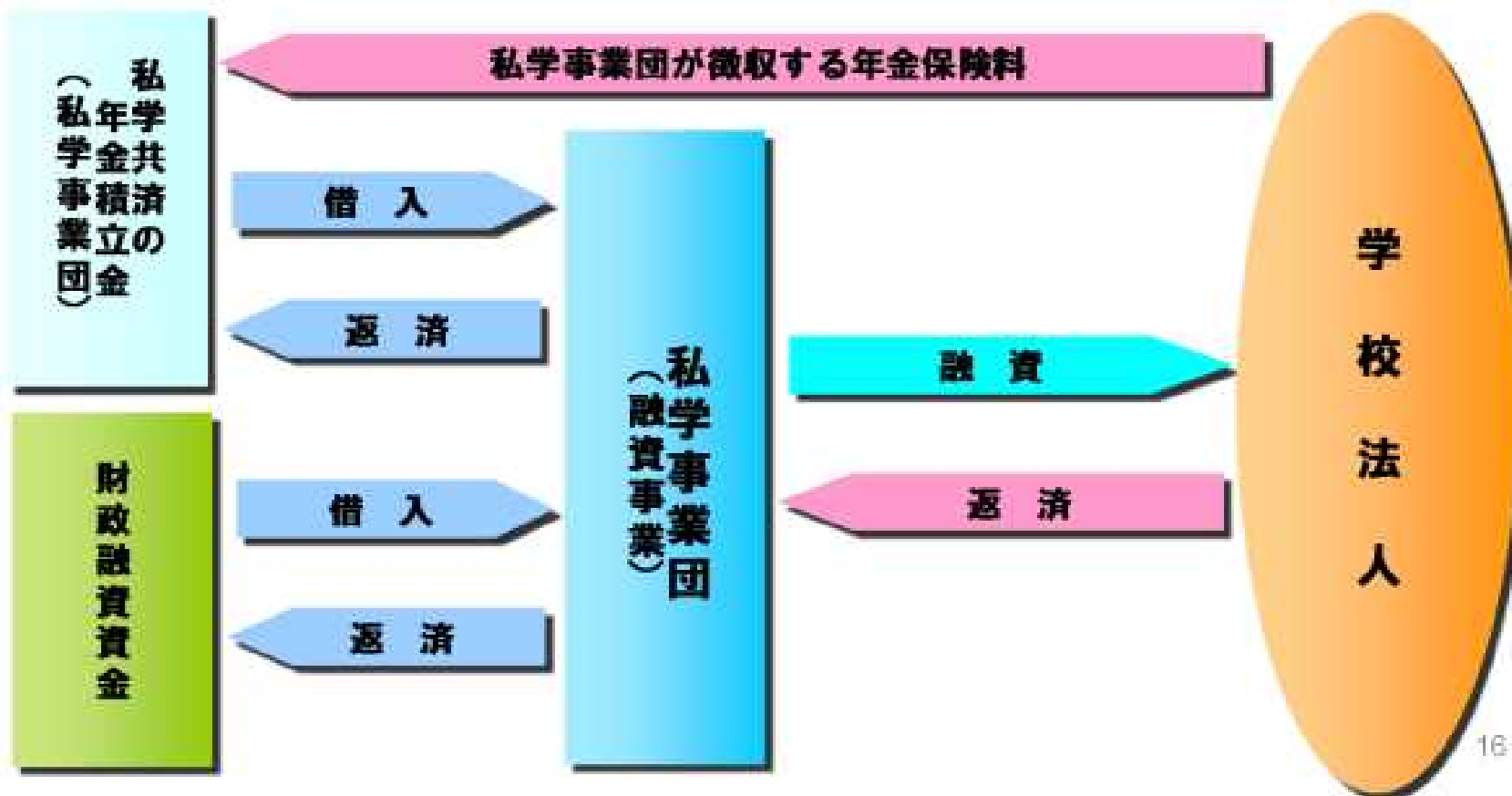
- ・各年度の申請は1大学1件限り
- ・文部科学省ホームページやシンポジウム等において各大学が打ち出す研究ブランド力を集約して発信
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付け
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円（予定）、設備500万円 経常費は最大5年間にわたり措置



日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業について

- 事業団法第23条第2項に基づき、私立学校の施設・設備の整備や経営に必要な資金に対し、貸付けを実施
- 財政融資資金、私学共済の年金積立金を主な原資とする公的制度であり、長期の貸付け、低利・固定金利が特徴

① 主な資金の流れ



② 貸付事業規模



③ 貸付メニュー

一般施設費

校舎、校地等の施設の整備に必要な資金、老朽校舎の改築、移築及び校地造成・外構工事等並びに新增設に伴う施設整備に必要な資金

教育環境整備費

機械・器具・工具・図書・標本・模型等の設備の整備、その他経営のために必要な資金

災害復旧費

災害復旧事業に必要な資金

公害対策費

防音、大気汚染対策及び地盤沈下対策等のための施設設備の整備事業並びに公害対策としてやむを得ず行う校舎の改築又は移転事業に必要な資金

特別施設費

学生・生徒等の寄宿舍、研修施設等、国際交流関係施設、附属病院及び障害者の利用に係る施設の整備に必要な資金

日本私立学校振興・共済事業団の貸付金利と長プラとの比較

○ 貸付期間等が異なるため直接の比較は困難であるが、事業団の貸付け金利と長期プライムレート(銀行から優良企業に対する1年以上の長期の貸付金利)との差は昭和40年代に比べて縮小。

(単位:円, %)

年 度	貸 付 現 在 高	調 達 金 利	貸 付 金 利 (A)	長 期 プ ラ イ ム レ ー ト (B)	(B)-(A)	貸 付 け 残 高 × ((B) - (A))
昭和27年度	2,141,810,618	-	6.57	-	-	-
昭和30年度	4,924,461,153	-	6.57	-	-	-
昭和40年度	36,456,787,695	6.50	6.50	8.40	1.9	692,678,966
昭和50年度	240,985,336,303	7.50	7.50	9.20	1.7	4,096,750,717
昭和60年度	657,367,939,553	6.05	6.05	6.40	0.35	2,300,787,788
平成17年度	648,436,276,393	1.80	2.10	2.10	0	0
平成27年度	622,266,030,376	0.20	0.50	0.95	0.45	2,800,197,137

注)1.調達金利は財政融資資金(20年)、貸付金利は一般施設費(20年)のものであり、それぞれ各年度末の金利である。

2.貸付期間は、昭和27年度は1年、昭和30年度は5年、昭和40年度は12年である。

3.長期プライムレートについては各年度末の金利であり、日本銀行HPのデータを引用。

4.昭和60年度の長期プライムレートは、年度末である昭和61年3月28日に6.9%→6.4%に低下。

学校法人に係る税制の概要

《 学校法人に対する優遇措置 》

国税	法人税	【教育研究事業】 非課税 【収益事業】 課税 軽減税率 19% 〔株式会社等の場合、税率23.4%〕 ※みなし寄附金の特例 （収益事業所得の教育研究事業への支出） 収入の50%（当該金額が年200万円未満の場合は200万円）まで損金算入可能 （通常の公益法人等は20%） ※収益事業の適用除外 私立大学における受諾研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	非課税 所得税（利子、配当所得等）、登録免許税（目的外不動産を除く）、 印紙税（無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～ H31.3.31に作成されるものについて適用。）
地方税		非課税 住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税（目的外不動産等を除く）

《 学校法人に対する寄附に係る優遇措置 》

		寄附者	個人からの寄附	法人からの寄附
寄附の相手				
学校法人に直接の寄附	国税	税額控除対象法人 ※1 【税額控除額】 （平成23年度改正） $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$ （所得税額の25%が限度額）		
	※2	特定公益増進法人 【所得控除額】 寄附金額 - 2千円 $\left(\frac{\text{総所得の} 40\% \text{が上限}}{\star} \right)$		【損金算入限度額】 $\left(\begin{array}{l} \text{資本金等の額} \times 0.375\% \\ + \\ \text{当該年度所得} \times 6.25\% \end{array} \right) \times 1/2$ ※3
	地方税	地方自治体の条例により指定された寄附金 【税額控除額】 $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$ $\left(\frac{\text{総所得の} 30\% \text{が上限}}{\star} \right)$		
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附（受配者指定寄附金）			（☆に同じ）	寄附金全額の損金算入が可能

- （※1）次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人
- ①経常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること
 - ②3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。
 - （1）実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（ア）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。
 - （2）実績判定期間内に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（イ）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。
 - （ア）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×5000÷定員等の総数（当該総数が500人未満の場合は500）
 - （イ）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×1億÷公益目的事業費用等の合計額（当該合計額が1千万円未満の場合は1千万）
 - （ウ）寄附金額が年平均30万円以上
- （※2）税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。
- （※3）損金算入されなかった部分は、（資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4を限度として更に損金算入される。

最近の税制改正

○一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の**税額控除の導入**（平成23年度～）

○学校法人の定員・事業規模に応じ、**税額控除の対象法人となるための要件を緩和**
 （定員については平成27年度～、事業規模については平成28年度～）

○無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係る**印紙税の非課税措置の創設**
 （平成28年度～）

※税額控除制度指定法人数
 335（約50%）
 （平成28年4月現在）

※特定公益増進法人制度
指定法人数
 581（約88%）
 （平成28年4月現在）

近年の文部科学大臣所轄学校法人の寄附収入の推移

○ 経済情勢の影響もあるため、一概には分析できないものの、寄附税制の拡充の効果等により学校法人に対する寄附は近年増加傾向にある。

寄付総額の推移(個人・法人からの現金・現物寄附の合計額)

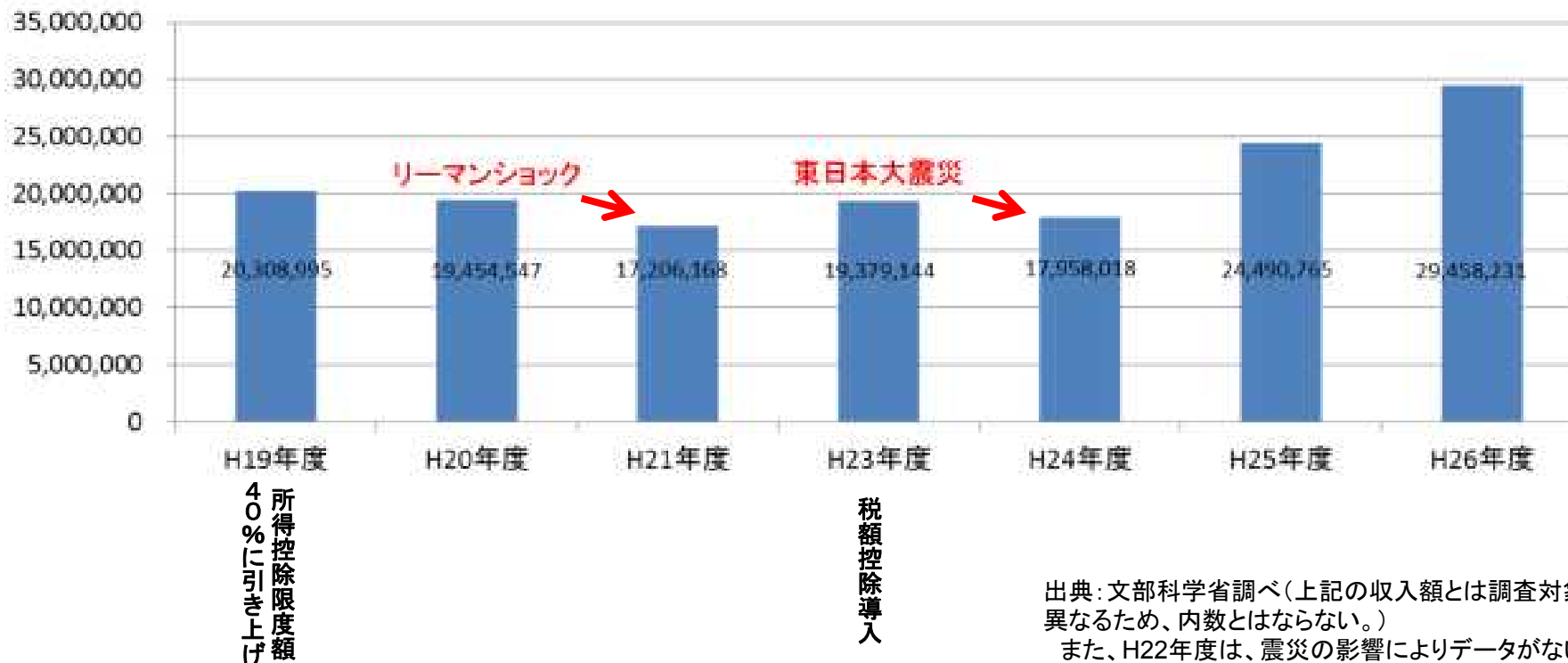
単位:千円

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
寄附金収入額(A)	131,685,000	134,328,000	137,750,000	116,904,000	139,014,000	193,355,000

個人現金寄附額の推移

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

単位:千円

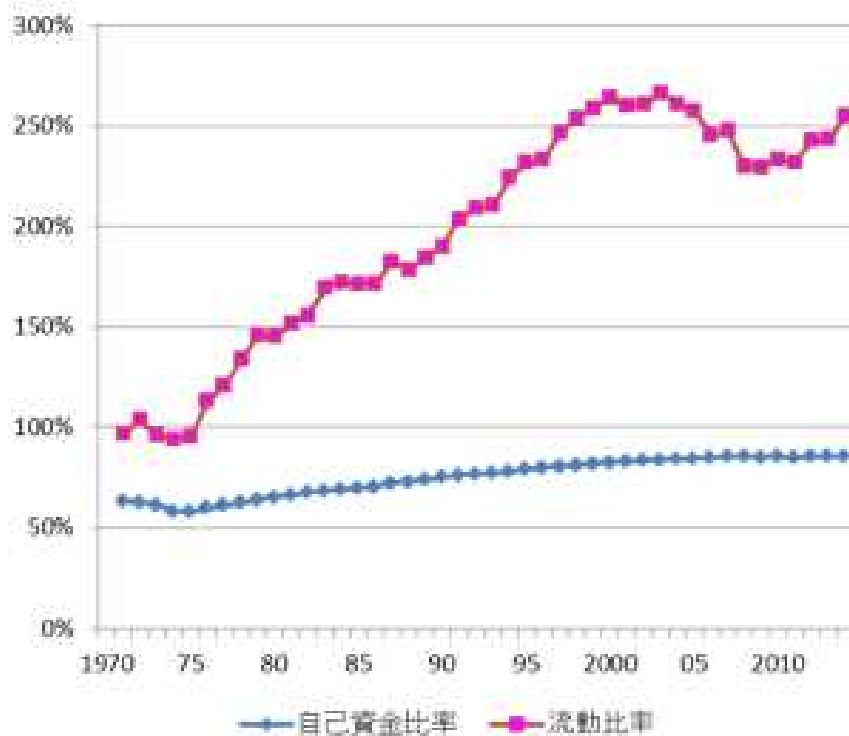


私学助成の目的に照らした私立大学の現状について

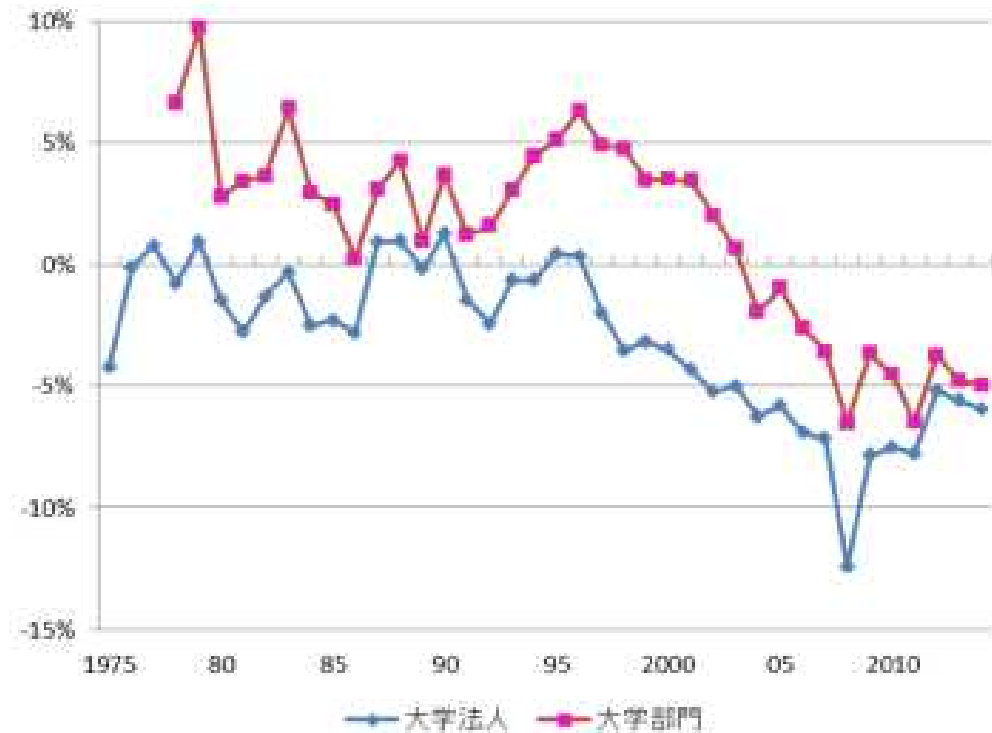
私学経営の健全性の向上①

- 自己資金比率、流動比率ともに1970年代に比べて大幅に改善。
- 消費収支差額は大学部門はプラスが続いたが、2004年以降はマイナスに転落。

自己資金比率と流動比率



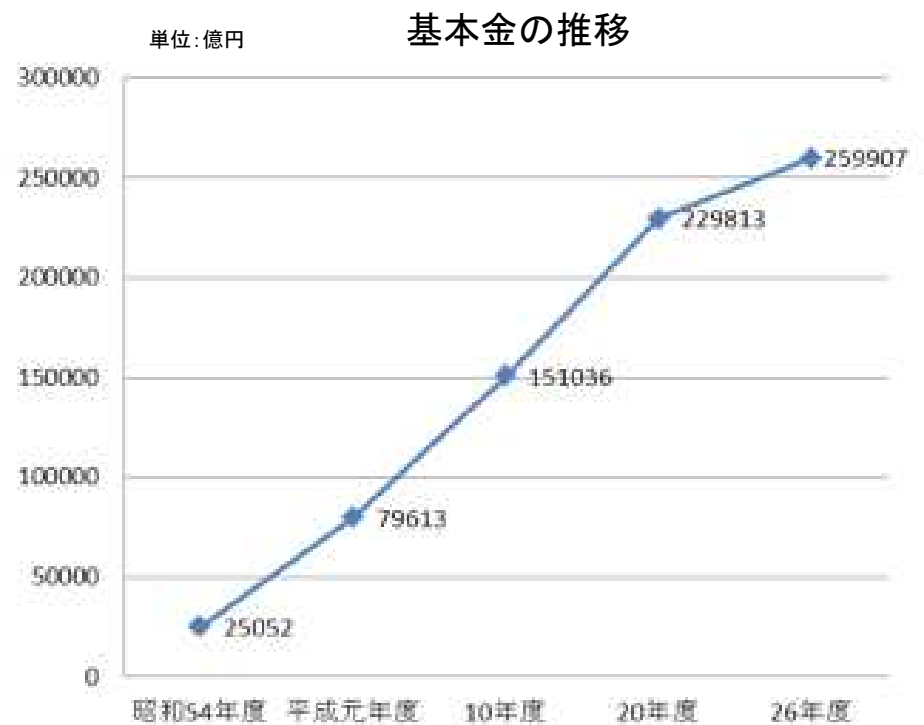
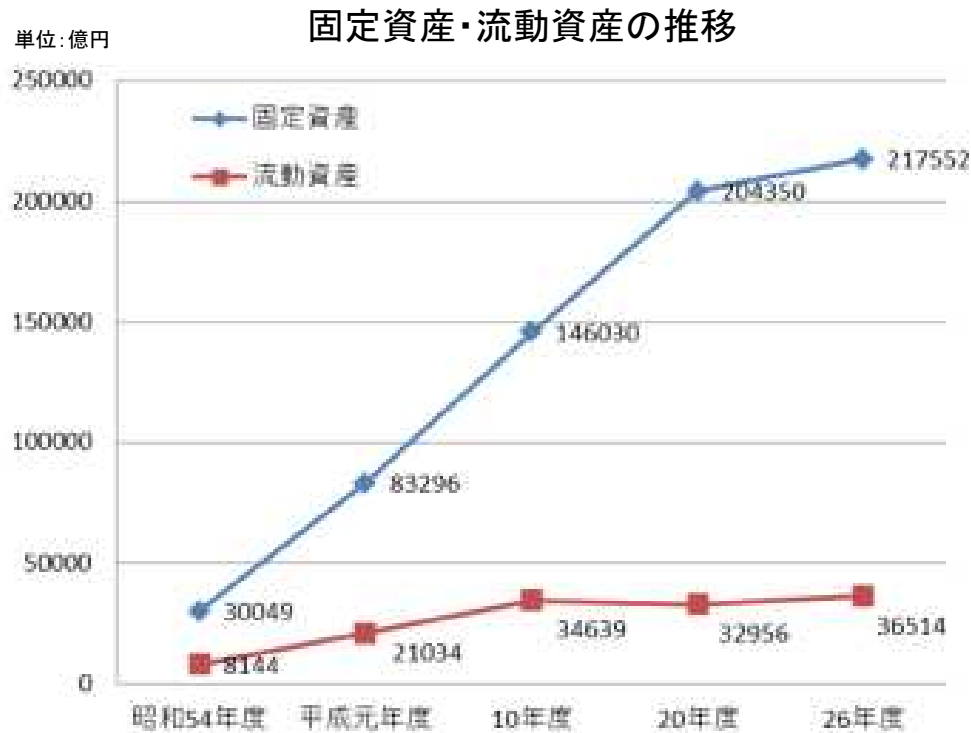
各年度消費収支差額(対消費収支比率)



(注) 流動比率 = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$

私学経営の健全性の向上②

○固定資産、基本金については着実に増加。流動資産については横ばい傾向。



	昭和54年度	平成元年度	10年度	20年度	26年度
集計法人数	298法人	340法人	409法人	531法人	544法人

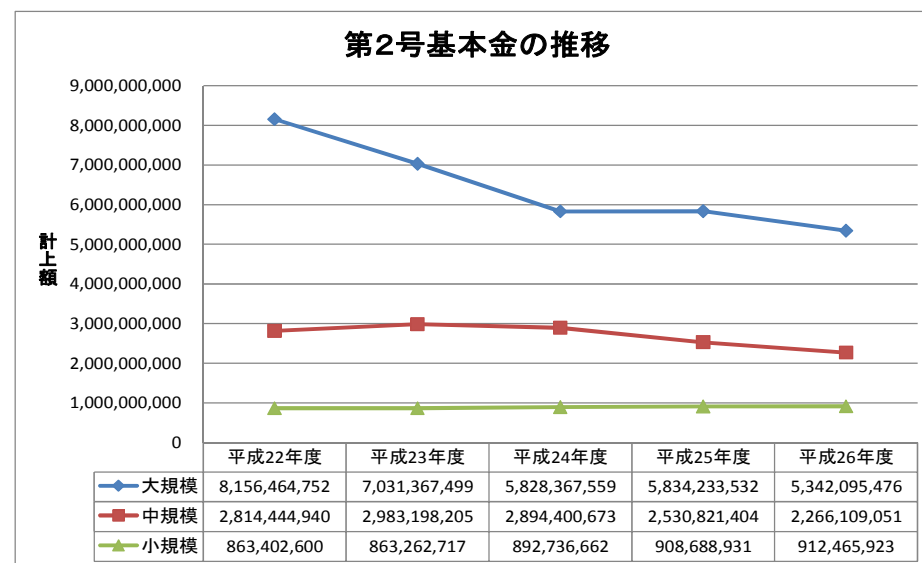
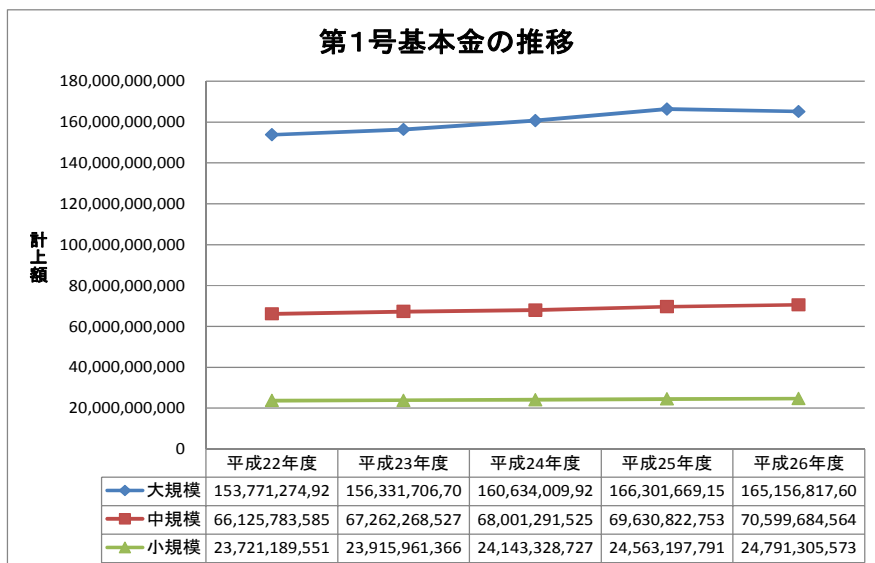
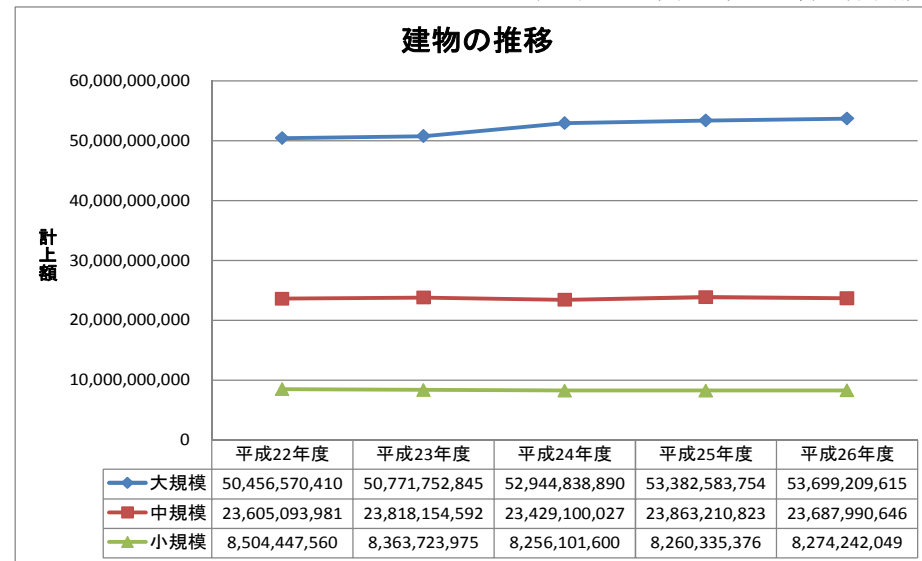
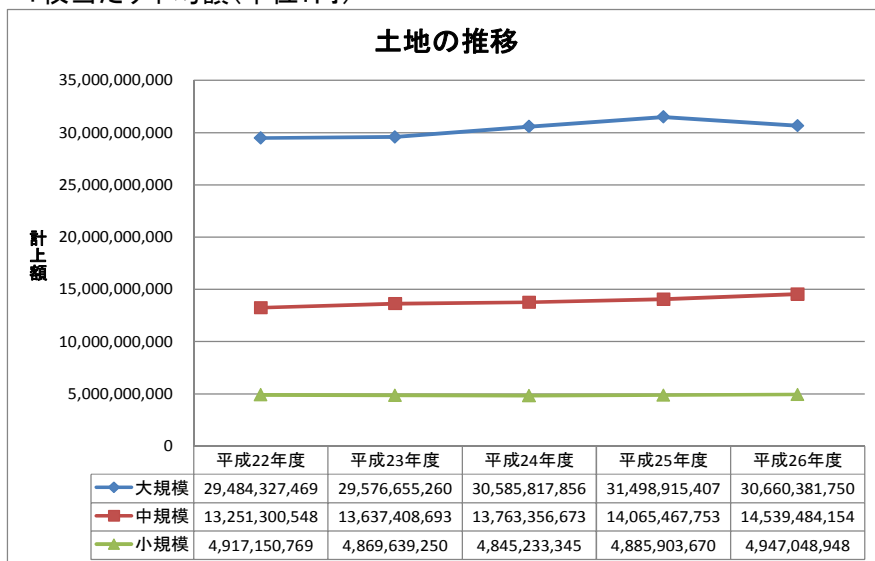
※ 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」より作成

私学経営の健全性の向上③（規模別の状況）

○大規模大学では第2号基本金が大幅に減少。

1校当たり平均額(単位:円)

(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

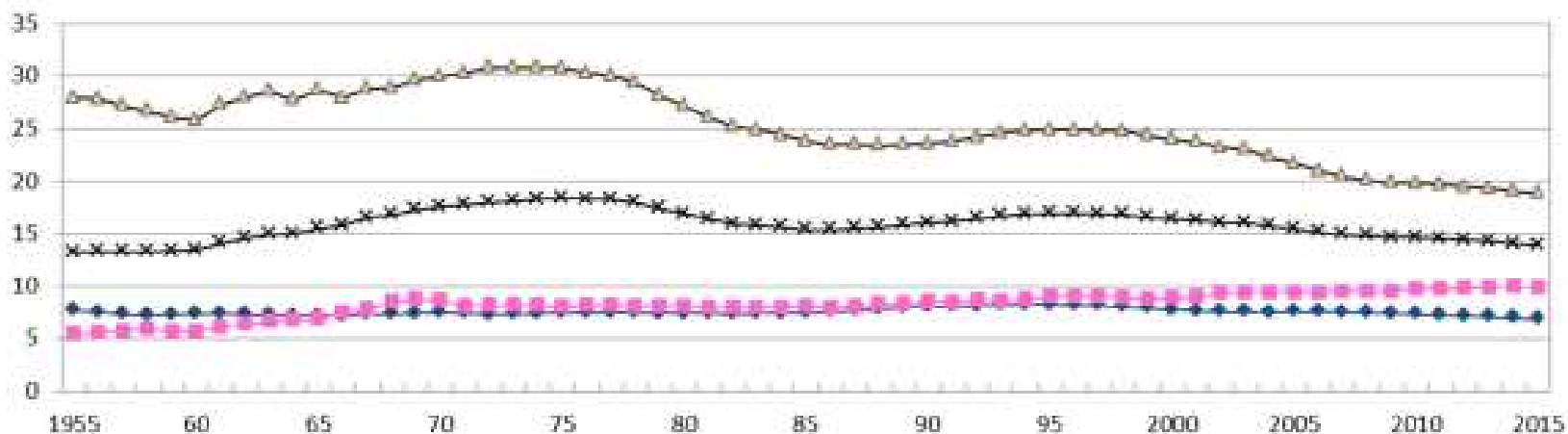


(注) 1号基本金: 教育に供される固定資産の維持取得に係わる基本金 2号基本金: 将来取得計画のある固定資産の取得資金に係わる基本金

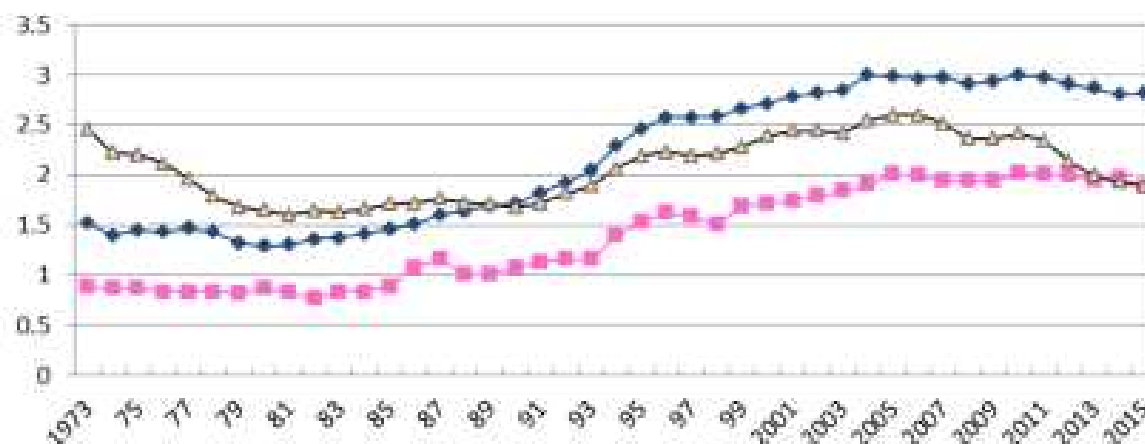
私学の教育条件の維持向上（ST比推移）

- 学部におけるST比は、1990年代の18歳人口の第2のピークにおける一時的増加を除き1970年代からは改善傾向。
- 一方、大学院のST比は量的拡大を背景に悪化していたが、私学は近年改善傾向。

ST比(学部学生数/専任教員数)の推移



大学院ST比



(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

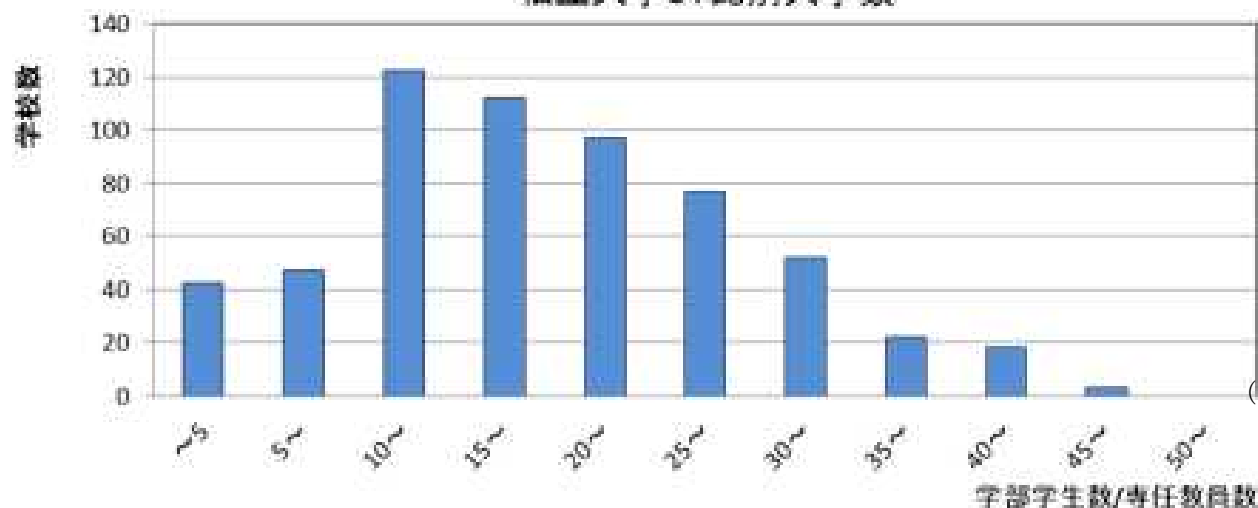
私学の教育条件の維持向上（学部・大学間ST比）

○学部間、大学間でのST比の差は大きい。

私立大学ST比(学部類型ごと)

	ST比平均	標準偏差	10未満	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	100～	計
保健系学部	13.2	4.6	45	115	8	1	0	0	0	0	0	0	0	169
理・工学系学部	25.1	8.1	2	41	69	27	5	1	0	0	0	0	0	145
農学系学部	24.1	7.3	0	4	9	1	1	0	0	0	0	0	0	15
人文科学系学部	28.7	11.9	14	52	75	60	28	5	1	0	0	1	0	236
社会科学系学部	38.6	17.9	15	76	104	103	104	59	24	13	3	1	2	504
家政学部	21	8.2	6	31	28	5	0	1	0	0	0	0	0	71
教育学部	22.4	8.8	10	29	29	13	0	0	0	0	0	0	0	81
体育学部	31.5	7.3	0	0	5	3	2	0	0	0	0	0	0	10
芸術系学部	20	7.5	9	30	16	5	0	0	0	0	0	0	0	60
薬学部	18.5	3.9	2	34	19	0	0	0	0	0	0	0	0	55
その他学部	25.1	11.1	20	72	80	50	25	5	0	0	0	0	0	252
医学部	1.6	2.5	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
歯学部	4.7	1.7	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
合計	22.3	15.2	165	484	442	268	165	71	25	13	3	2	2	1640

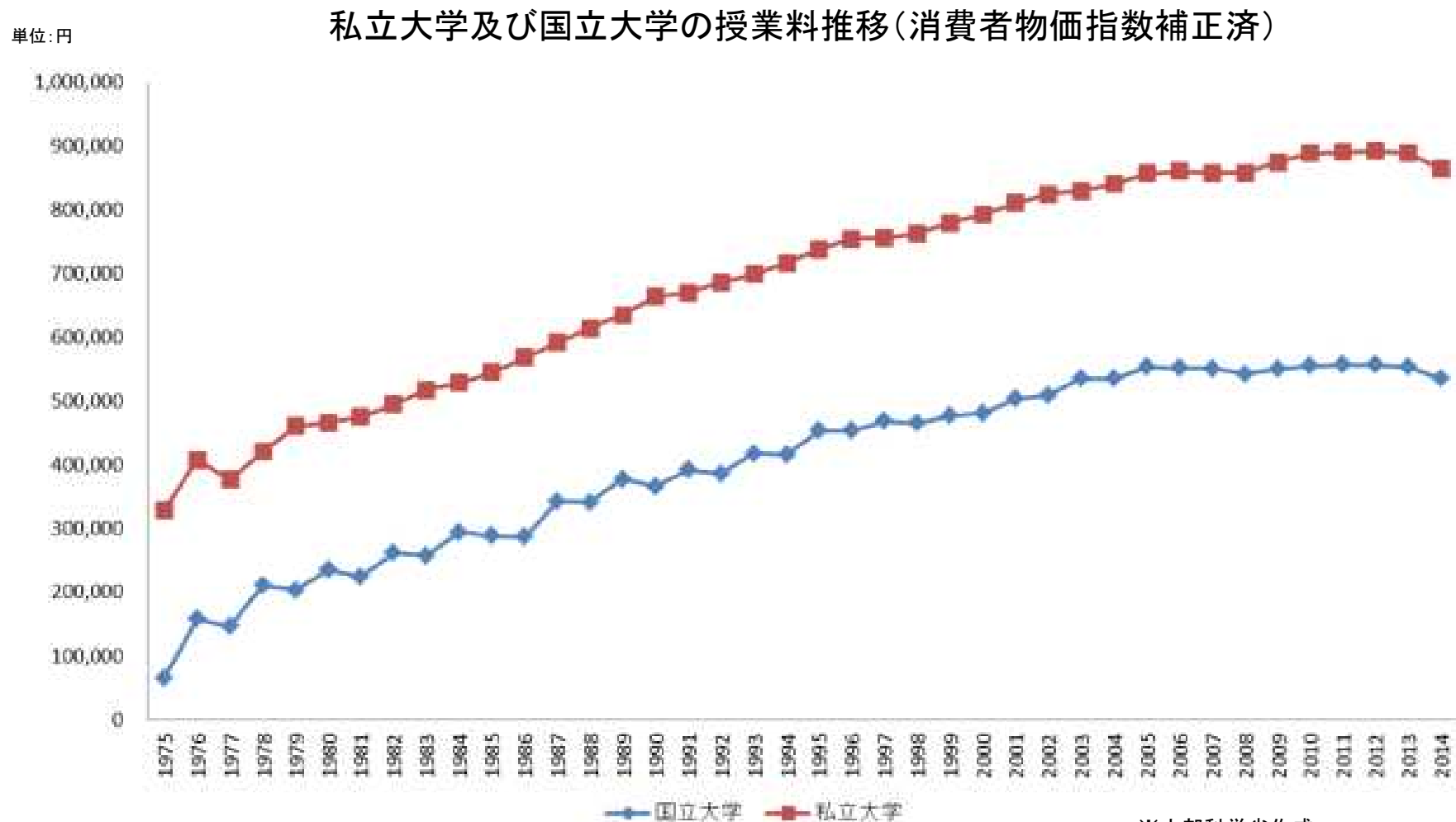
私立大学ST比別大学数



(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

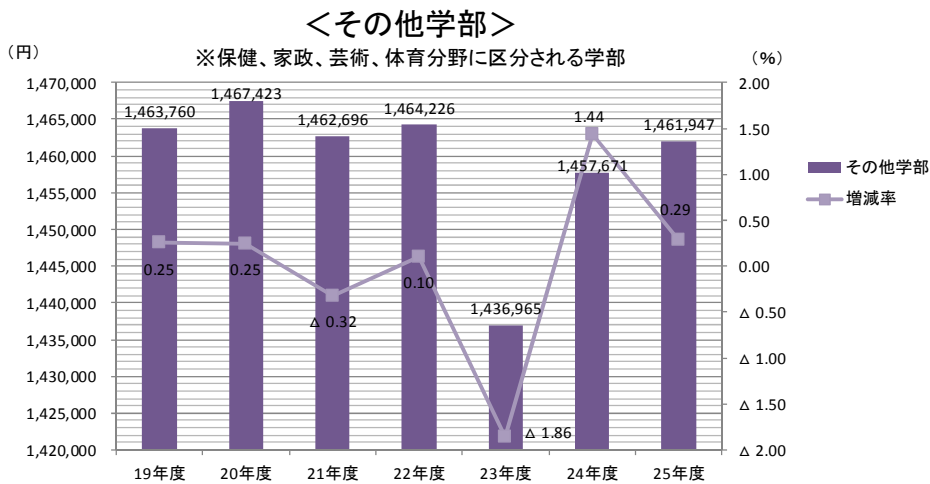
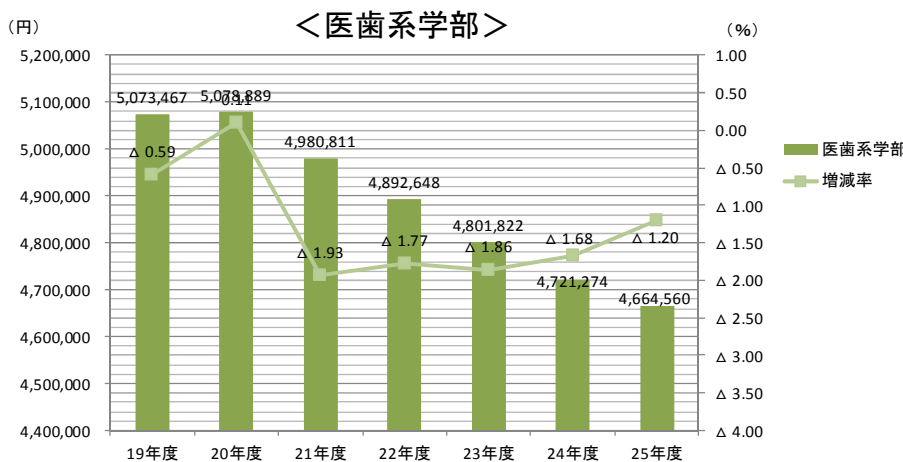
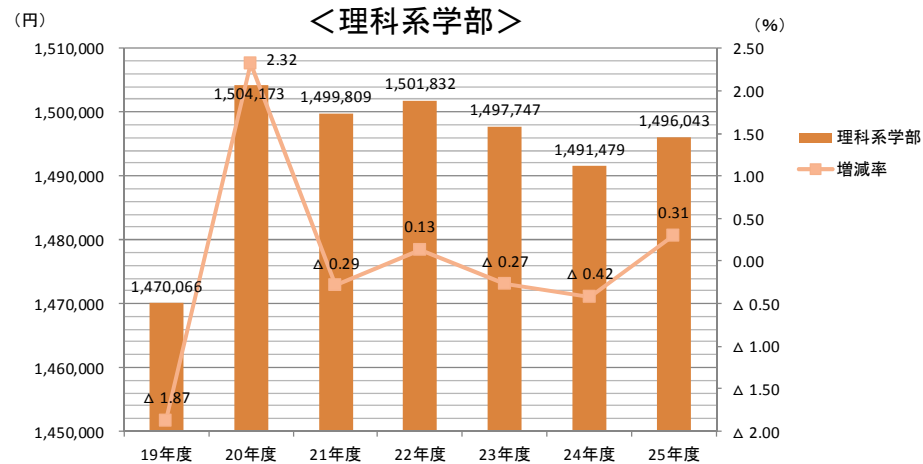
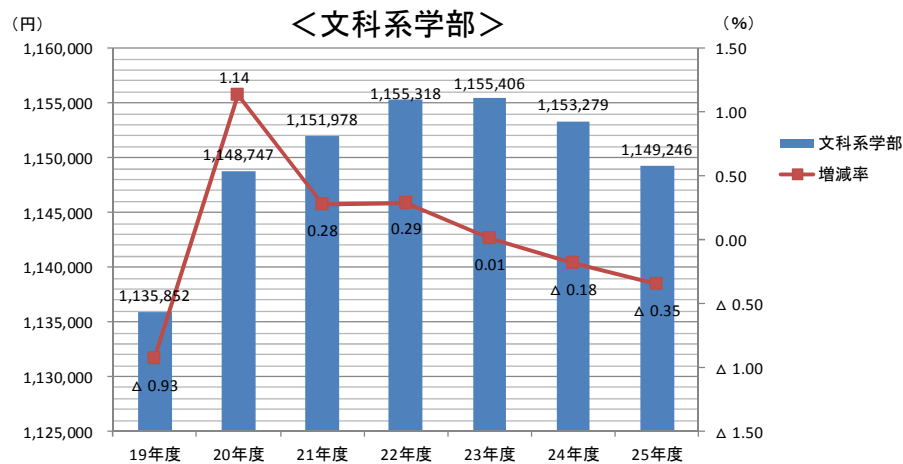
学生等の修学上の経済的負担の軽減

○私立大学の授業料は緩やかに上昇するも、2010年以降は上昇は頭打ちの傾向。



※文部科学省作成

私立大学の各学部における初年度納付金平均額の推移



※文部科学省作成

私学助成による経済的負担軽減の効果

「私学が授業料を値上げしないのは、助成開始数年だけであり、その後は毎年実質ベースで値上げしている。私学助成が授業料値上げ抑制に効果を持たなかった理由は、抑制策のためである。高等教育懇談会の「高等教育の計画的整備」（1976年3月15日）は、その内実は単なる抑制のためのガイドラインに過ぎないものであった。高等教育の計画化は、実質的には抑制に他ならず、この間の大学間の競争は妨げられた。結局教育政策は、高等教育を市場にゆだねることを避けたのである。私学助成策と大都市抑制策は、私学の財政好転にとって重要であった。助成策だけでなく、抑制策によって、大学間競争がなくなり、授業料値上げが可能となった。拡大時には、大学間競争によって授業料値上げが困難であった。というのは拡大時には、学生の出身所得階層が豊かな階層からそうでない階層に下方に拡大するので、簡単に授業料を値上げすることはできなかった。」

※ 丸山文裕（1999）,私立大学の財務と進学者 東信堂 p164～165

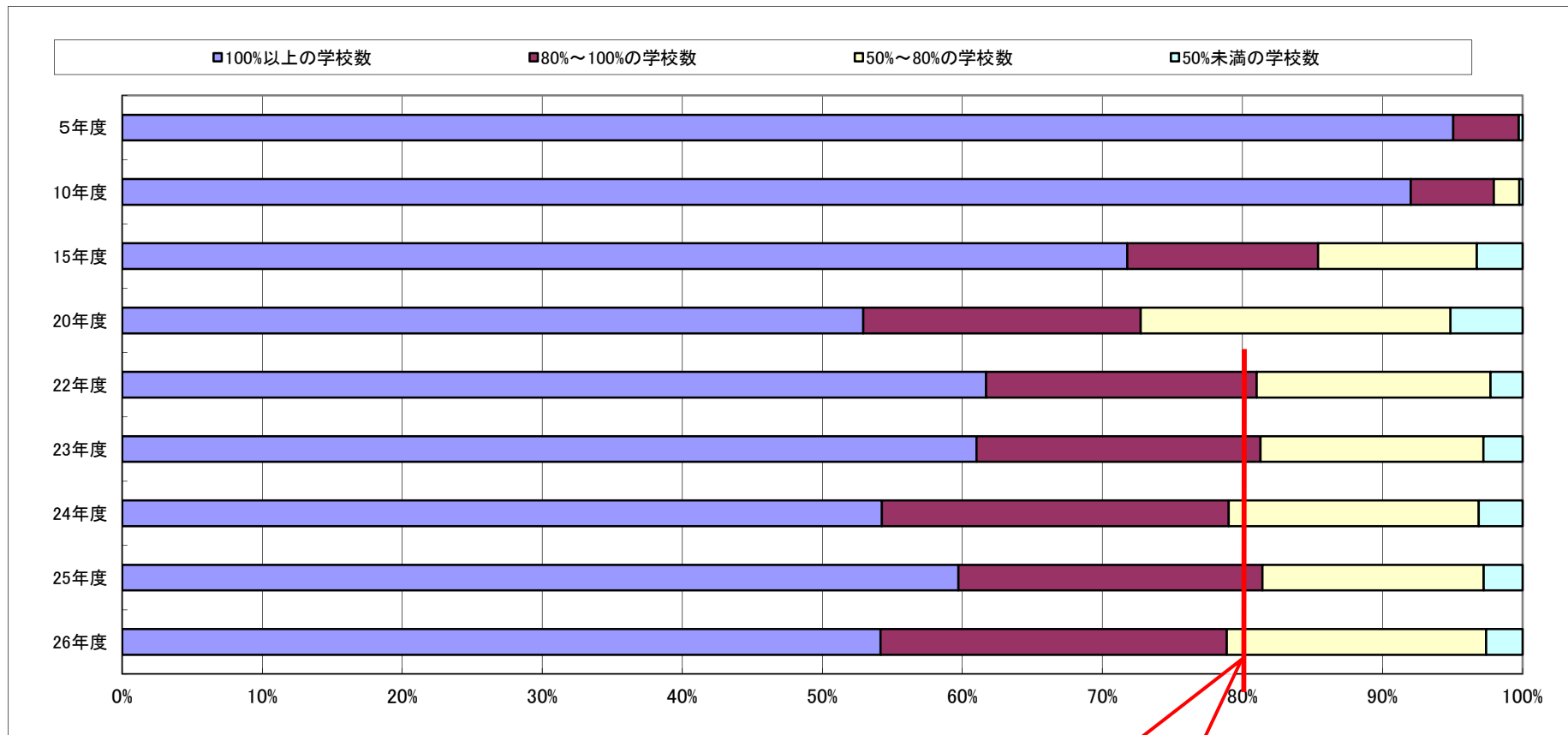
**財政基盤の確立に向けた検討に際して留意すべき
と考えられる事項について**

人口減少社会を見据えた経営基盤の確立

平成4年度の205万人から18歳人口が急激に減少し、私立大学にとって厳しい状況が続いてきたが、平成32年度を目途に、18歳人口が再び減少局面へ。

(平成22年度(2010):122万人 → 平成32年度(2020):117万人 → 平成42年度(2030):101万人)

＜私立大学等の入学定員充足率＞ ○私大の約8割が入学定員充足率80%以上を維持。



※80%以上充足している
学校の割合はほぼ変わらない

※ 文部科学省作成

私立大学・短期大学の入学定員充足状況

私立大学の状況（平成27年度）

	13年度	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大学数	493	533	570	569	572	577	576	578	579
入学定員未充足の大学	149	155	265	218	223	264	232	265	250
未充足割合	30.2%	29.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%

私立短期大学の状況（平成27年度）

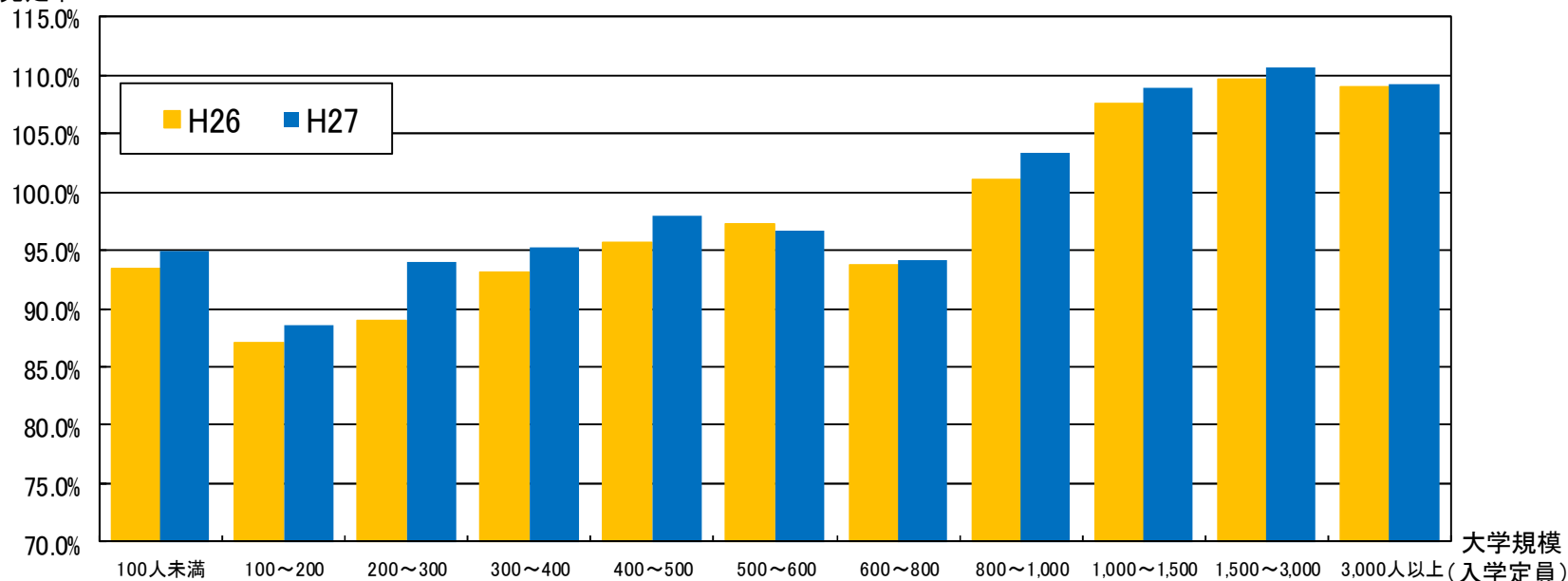
	13年度	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
短大数	449	400	356	344	338	330	324	320	315
入学定員未充足の短大	245	164	245	215	225	230	198	207	192
未充足割合	54.6%	41.0%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%

(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



規模別の入学定員充足率（平成26/27年度、私立大学）

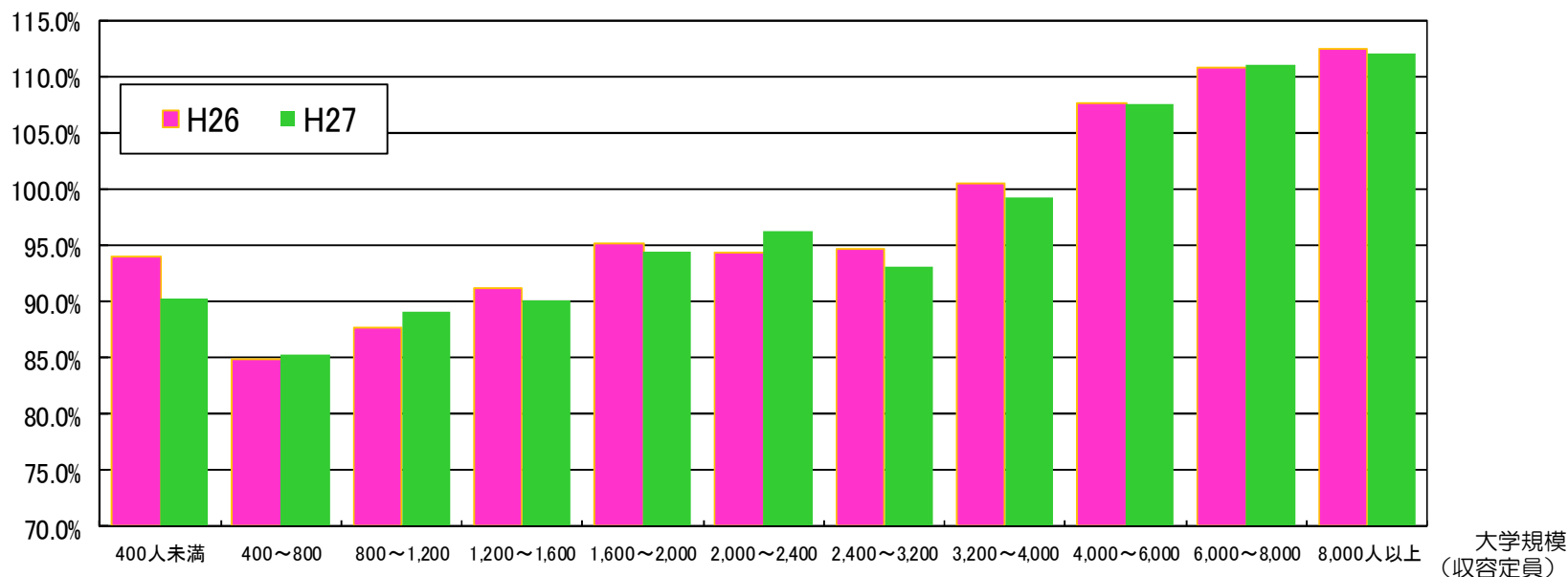
入学定員充足率



	平成26年度												578校
	大学数	33校	103校	84校	65校	48校	43校	43校	30校	59校	47校	23校	
充足率	93.4%	87.0%	89.0%	93.1%	95.7%	97.2%	93.8%	101.1%	107.6%	109.7%	109.0%	103.8%	
入学者数	2,245	12,501	17,763	20,823	20,406	22,417	27,250	26,534	78,182	105,405	144,105	477,631	
入学定員	2,403	14,378	19,949	22,371	21,332	23,059	29,060	26,239	73,031	96,172	132,257	460,251	
	平成27年度												579校
	大学数	34校	103校	85校	65校	46校	45校	40校	33校	58校	47校	23校	
充足率	94.9%	88.5%	94.0%	95.3%	98.0%	96.6%	94.1%	103.4%	108.9%	110.6%	109.3%	105.0%	
入学者数	2,236	12,789	19,136	21,362	19,964	23,526	25,499	30,203	78,756	106,982	146,478	487,061	
入学定員	2,493	14,451	20,357	22,402	20,379	24,361	27,081	29,215	72,321	96,702	133,935	463,697	

規模別の収容定員充足率（平成26/27年度、私立大学）

収容定員充足率



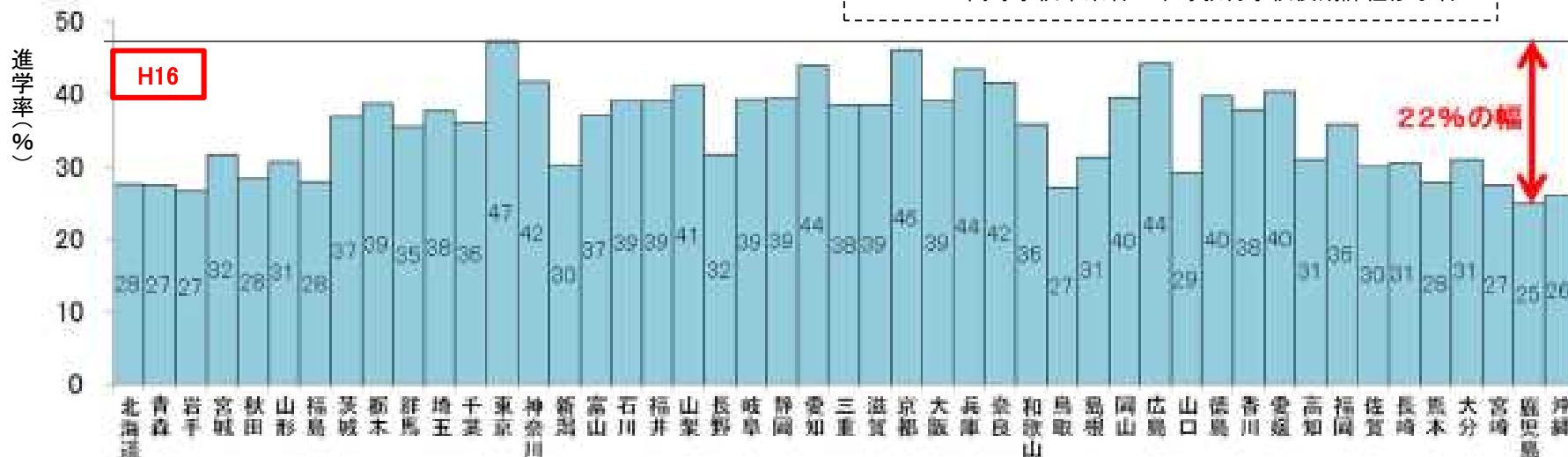
年度	大学規模 (収容定員)												
	大学数	33校	94校	85校	58校	53校	47校	48校	30校	60校	26校	44校	578校
平成26年度	充足率	93.9%	84.8%	87.7%	91.1%	95.1%	94.3%	94.7%	100.4%	107.7%	110.8%	112.4%	104.9%
	学部学生数	8,401	45,846	71,876	73,537	89,223	95,999	126,123	107,901	320,431	202,611	832,839	1,974,787
	収容定員	8,945	54,077	81,932	80,720	93,841	101,818	133,224	107,461	297,632	182,921	740,692	1,883,263
	大学数	31校	98校	85校	56校	56校	47校	44校	32校	61校	27校	43校	580校
平成27年度	充足率	90.2%	85.2%	89.1%	90.1%	94.4%	96.2%	93.1%	99.2%	107.5%	111.0%	112.1%	104.7%
	学部学生数	7,573	47,566	72,998	69,562	93,350	98,024	112,958	112,184	327,964	212,160	825,810	1,980,149
	収容定員	8,397	55,852	81,920	77,222	98,875	101,862	121,296	113,144	305,066	191,106	736,484	1,891,224
	大学数	31校	98校	85校	56校	56校	47校	44校	32校	61校	27校	43校	580校

大学進学率の地域間格差

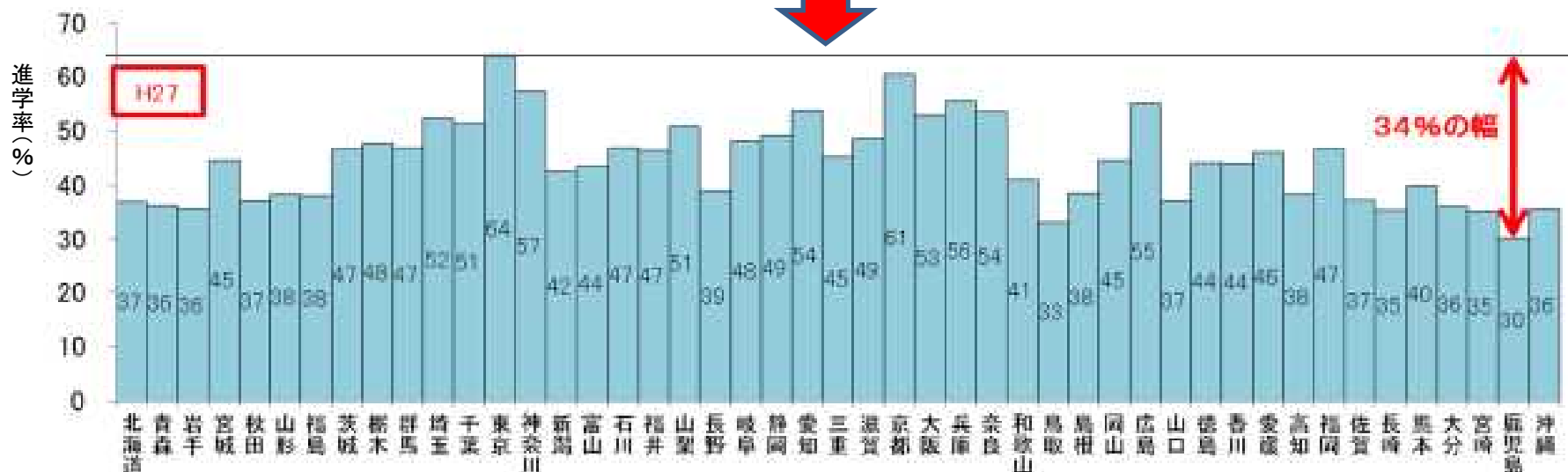
○都道府県別の大学進学率の格差(最も高い県の進学率と最も低い県の進学率の差)は、10年間で10%以上拡大している(22%→34%)。

○都道府県別高校新卒者の大学進学率

(計算式) $\frac{\text{直ちに大学(学部)に進学した者}}{\text{高等学校卒業者} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$



出典:文部科学省「学校基本統計(平成16年度版)」



出典:文部科学省「学校基本統計(平成27年度版)」

帰属収支差額の推移状況（大学部門）

（単位：億円）

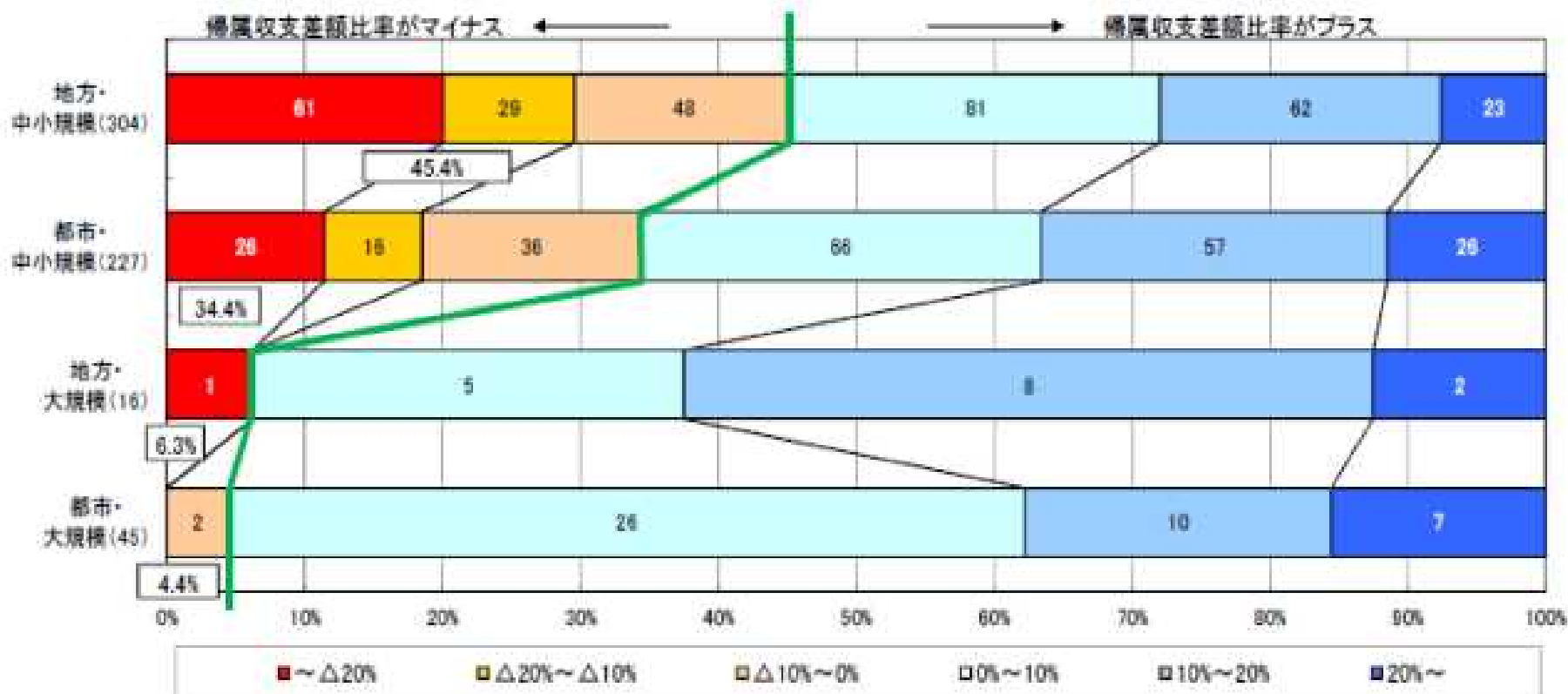
年 度	H9	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
集 計 学 校 数 a	校 425	校 547	校 561	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592
帰 属 収 入 b	26,813	31,547	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234
消 費 支 出 c	21,618	28,103	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450
帰属収支差額 d = b - c	5,195	3,444	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784
帰属収支差額比率 e = d ÷ b	19.4%	10.9%	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%
帰属収支差額が マイナスの学校数 f	校 48	校 165	校 179	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219
（ 割 合 ） g = f ÷ a	11.3%	30.2%	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%	37.0%

- 帰属収支差額：学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）を差し引いたもの。
- ※ 出資（株式）の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、ほとんどの大学で帰属収支差額比率がプラスとなっている。



帰属収支差額: 学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む)を差し引いたもの。

・都市: 政令指定都市、東京都

・地方: 上記以外

・大規模: 在籍学生数が8,000人以上

・中小規模: 在籍学生数が8,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※ 45.4% は帰属収支差額比率がマイナスの割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	304	51.4	505,939	24.8
都市・中小規模	227	38.3	506,348	24.8
地方・大規模	16	2.7	229,782	11.3
都市・大規模	45	7.6	800,173	39.1
計	592	100.0	2,042,252	100.0

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」

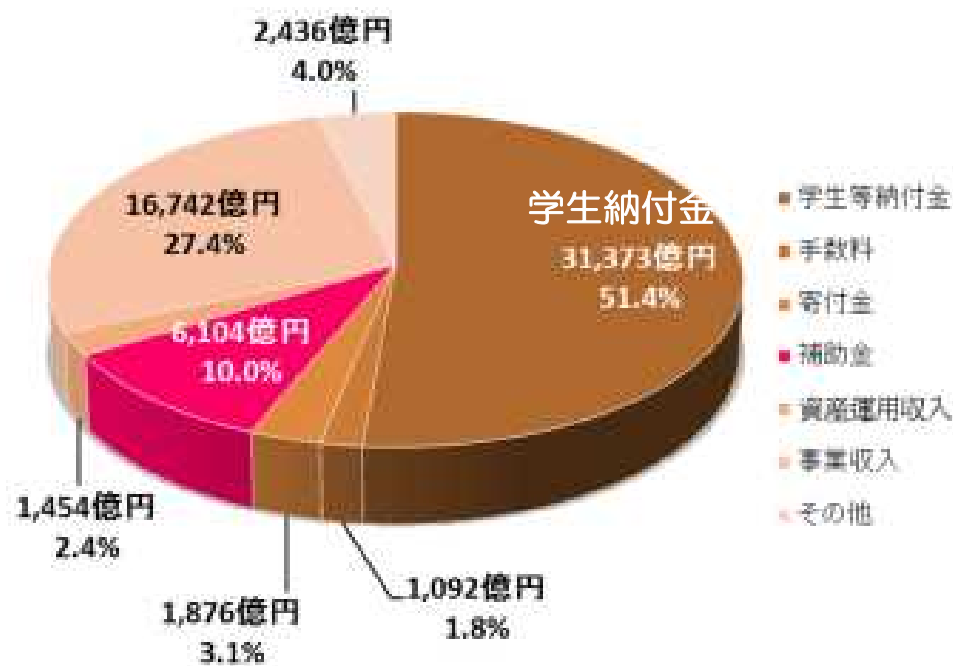
多角的なファンディングシステムの必要性

「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月 中央教育審議会答申）

(2) 高等教育機関の多様な機能に応じたきめ細やかなファンディング・システム

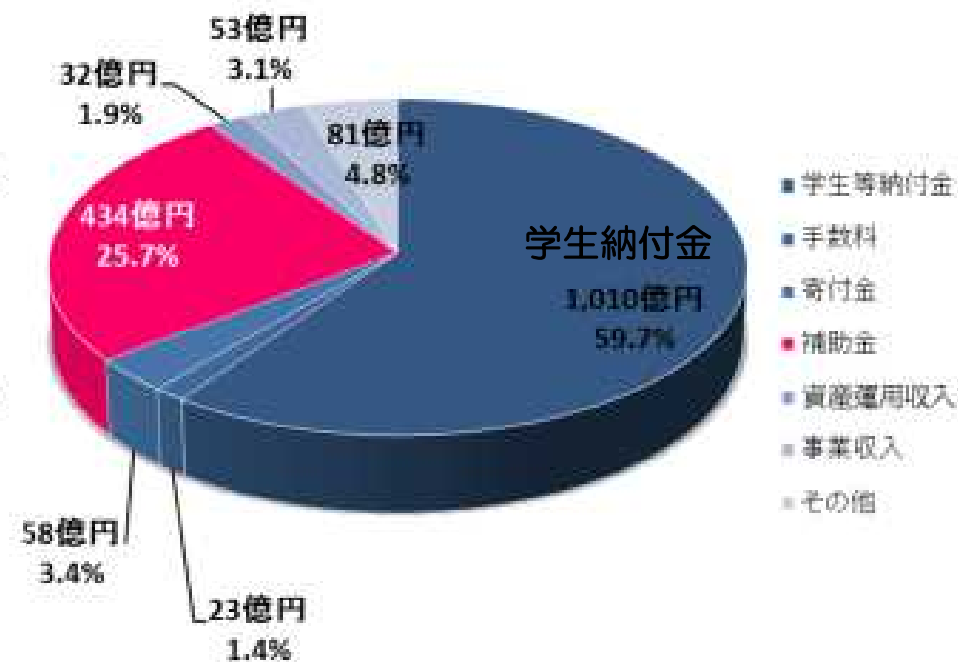
- 今後の財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中であって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、各機関がどのような機能に比重を置いて個性・特色を明確化するにしても、適切な評価に基づいてそれぞれにふさわしい適切な支援がなされるよう、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多角的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。特に、国際的環境を視野に入れた支援を行うことがますます重要になっている。これらにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

学校法人の帰属収入について



大学法人
(計544法人)

帰属収入 6兆1,077億円



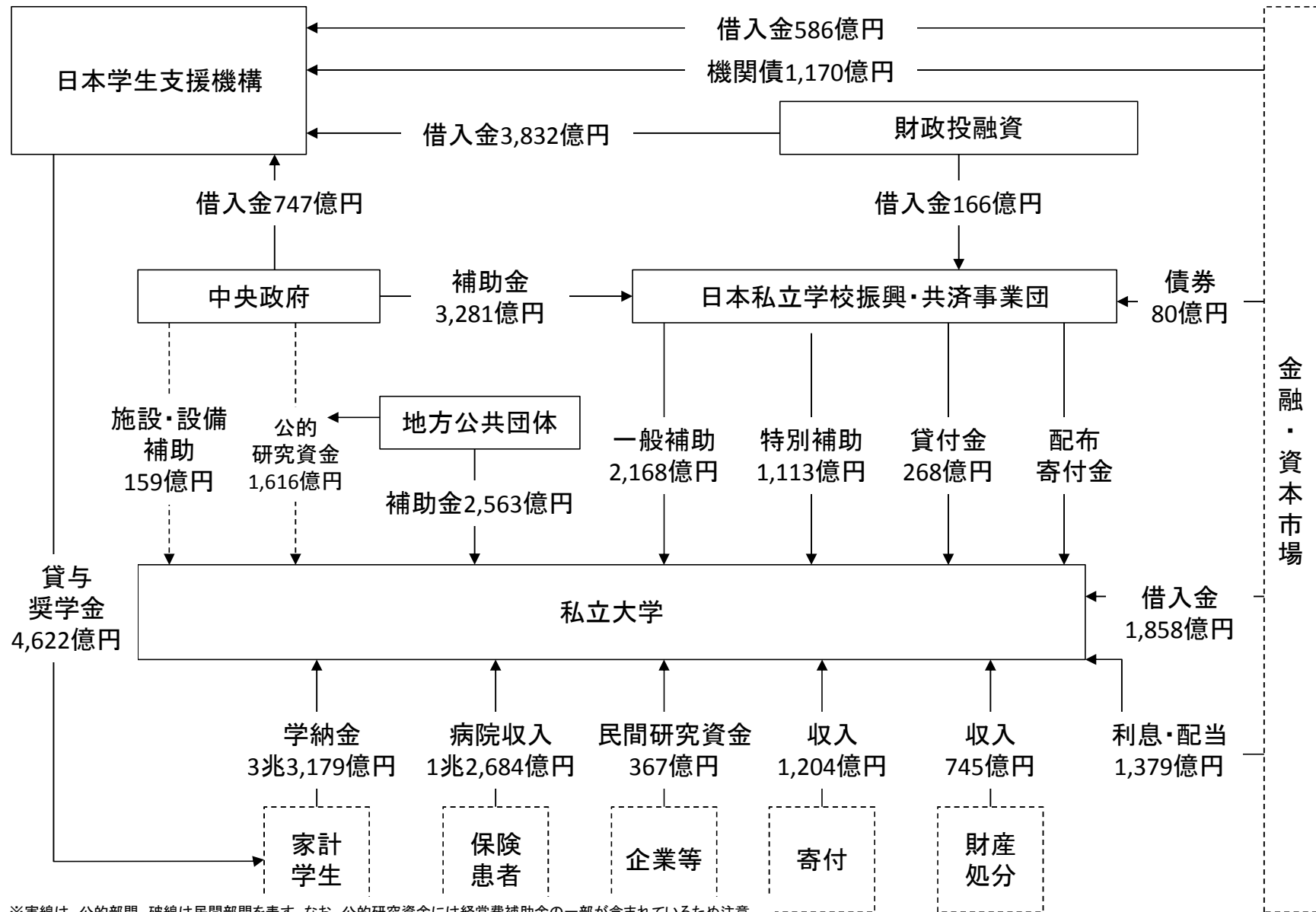
短大法人
(計112法人)

帰属収入 1,617億円

- 日本私立学校振興・共済事業団調べ。
- 平成26年度決算の数値に基づき、各学校法人ごとの収入を合計したもの。
 - 補助金については、国庫補助金及び地方公共団体補助金を含む。

私立大学に対する多様な資金 (2007年)

2007年度私立大学セクター

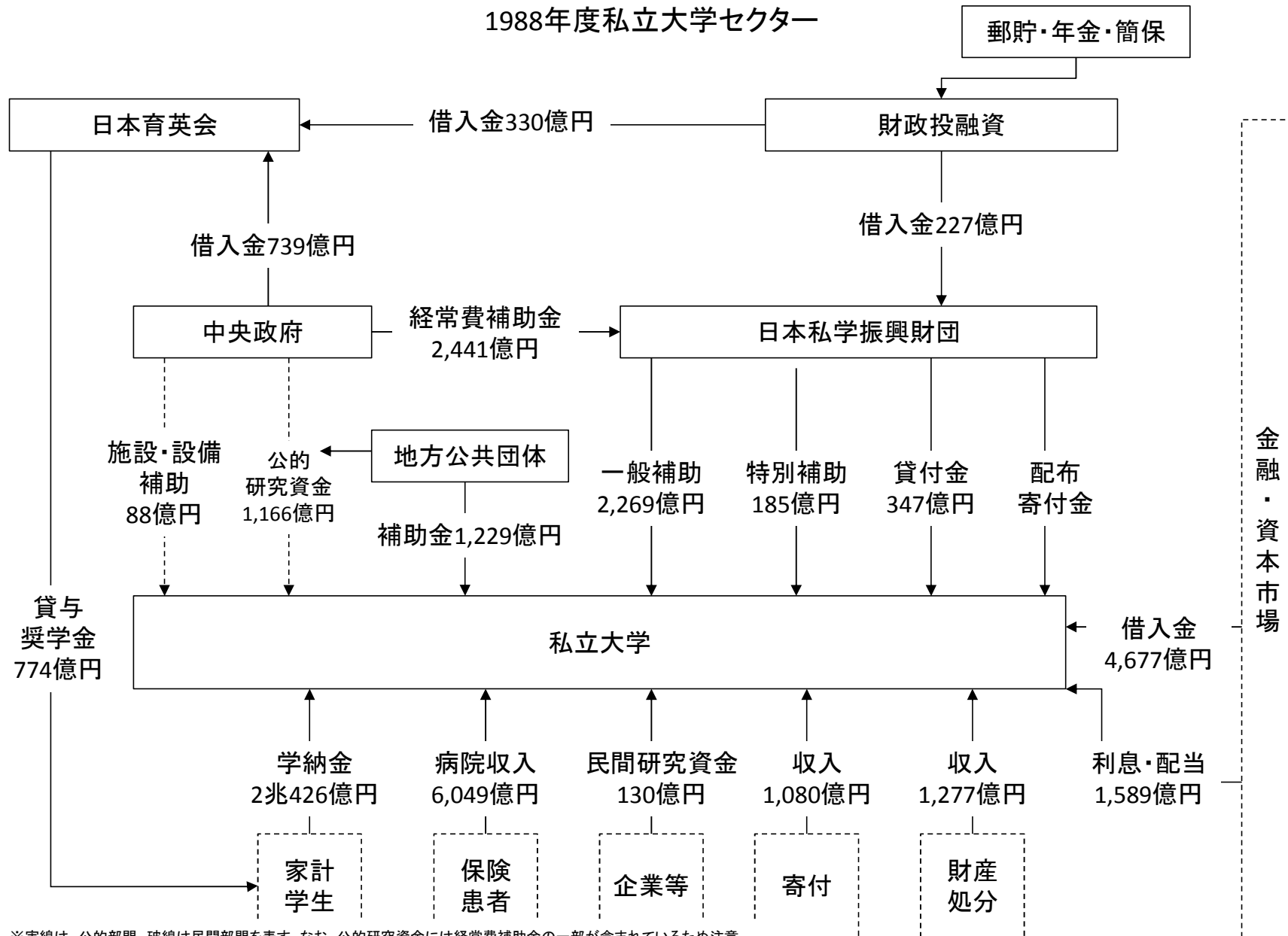


※実線は、公的部門、破線は民間部門を表す。なお、公的研究資金には経常費補助金の一部が含まれているため注意。

※地方公共団体からの補助金については、高校以下のものを含む

私立大学に対する多様な資金 (1988年)

1988年度私立大学セクター



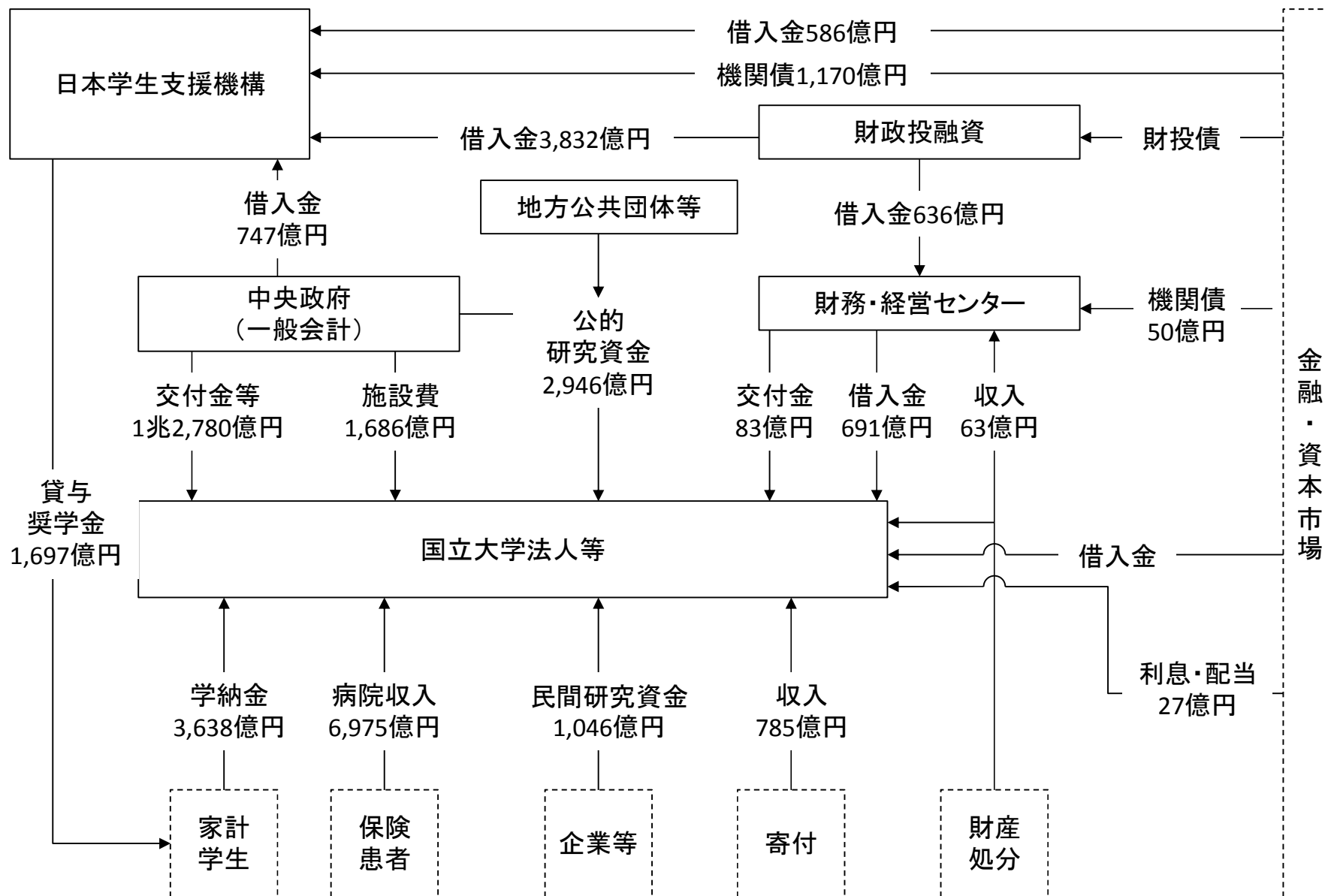
※実線は、公的部門、破線は民間部門を表す。なお、公的研究資金には経常費補助金の一部が含まれているため注意。

※地方公共団体からの補助金については、高校以下のものを含む

出典：水田健輔，2009「日本の高等教育をめぐるマクロ財政フローの分析」『高等教育委研究』第12集

(参考) 国立大学の状況 (2007年)

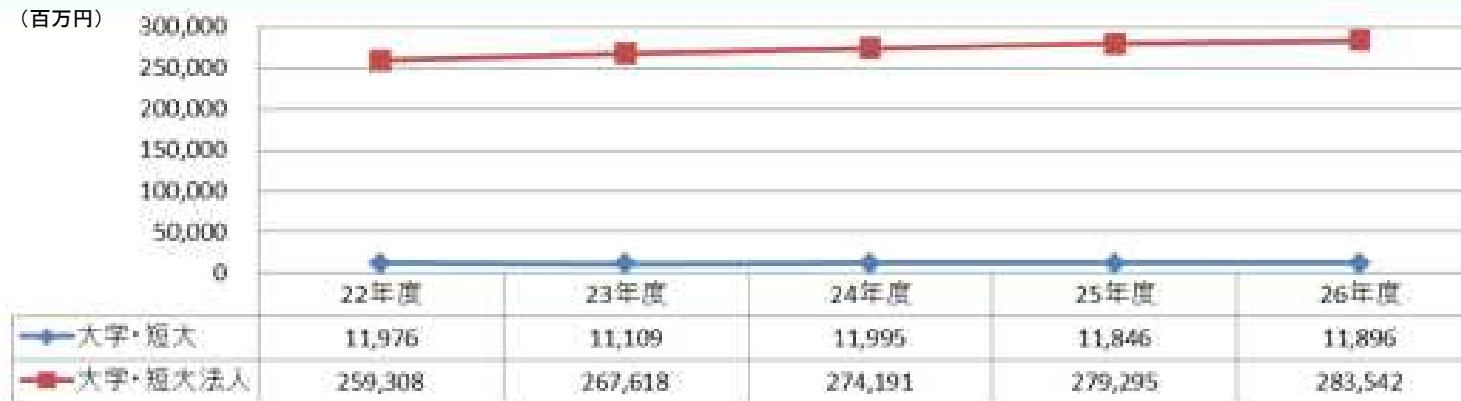
2007年度国立大学セクター



※実線は、公的部門、破線は民間部門を表す。

地方公共団体からの補助金について

○大学・短大法人に対する地方公共団体からの補助金は高校以下を含めて3,000億円弱と近年伸びているが、大学・短大に対しては120億円程度で横ばいとなっている。



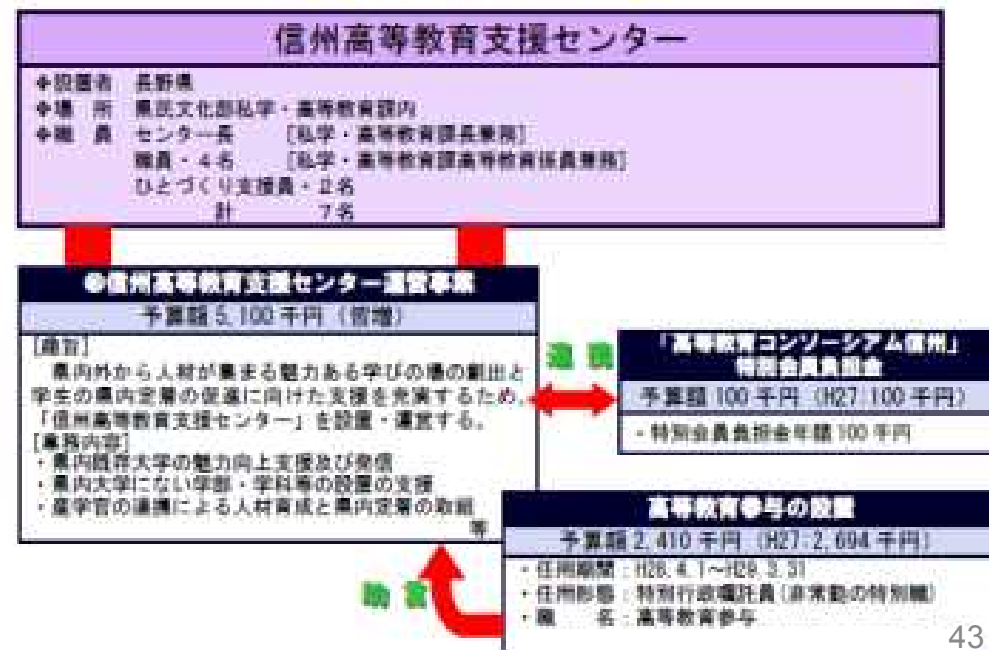
※ 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」より作成

【参考】長野県の高高等教育振興の取組

○ 平成28年度は高等教育振興関係予算として27年度比226.5%となる70,957千円を計上

○ 県内の大学等が行う教育・研究・地域貢献の充実のための取組及び人材の県内定着を支援するため、「信州高等教育支援センター」を新たに設置

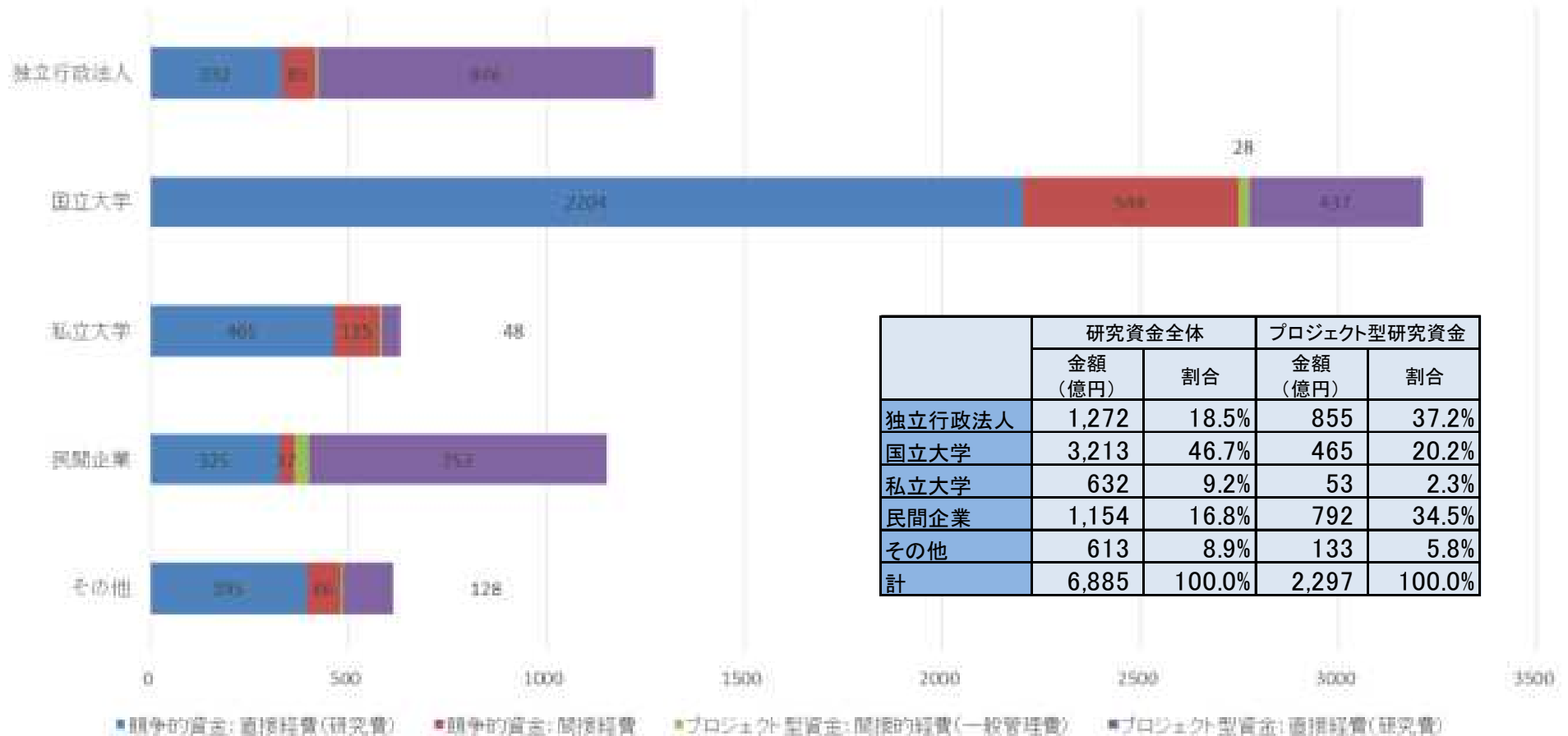
○ 県内大学・短期大学の魅力向上のための「大学・地域連携補助金」、魅力発信のための「信州で学ぼう！魅力発信事業」など多様な事業を実施。



競争的資金の状況

・研究資金6,885億円のうち、私立大学への配分実績は632億円（全体の9.2%）。
独立行政法人及び民間企業には、プロジェクト研究資金が多く配分。

2011年度 研究機関別配分額(単位:億円)

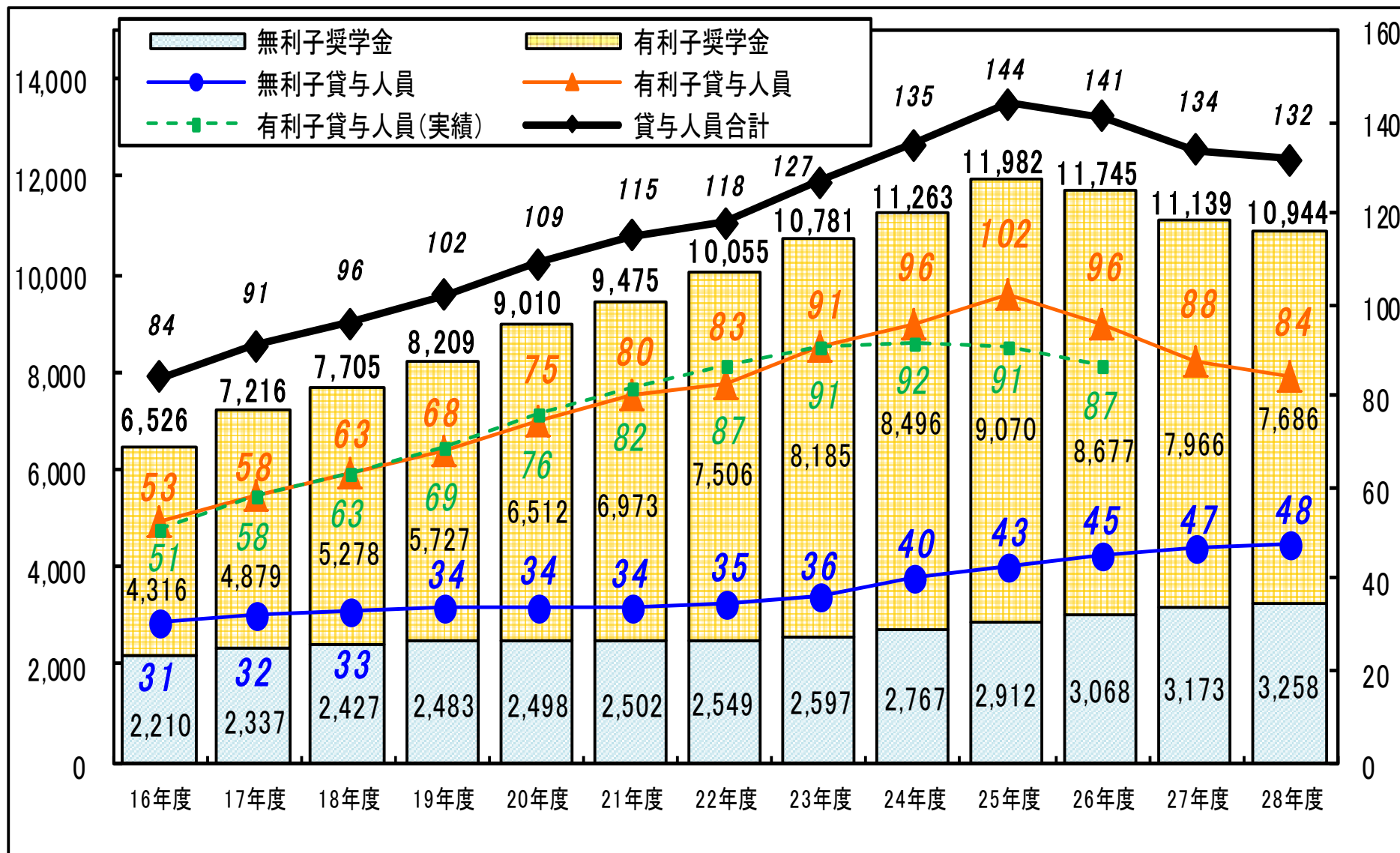


出典：内閣府作成

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の推移 (当初予算ベース)

(単位：億円)

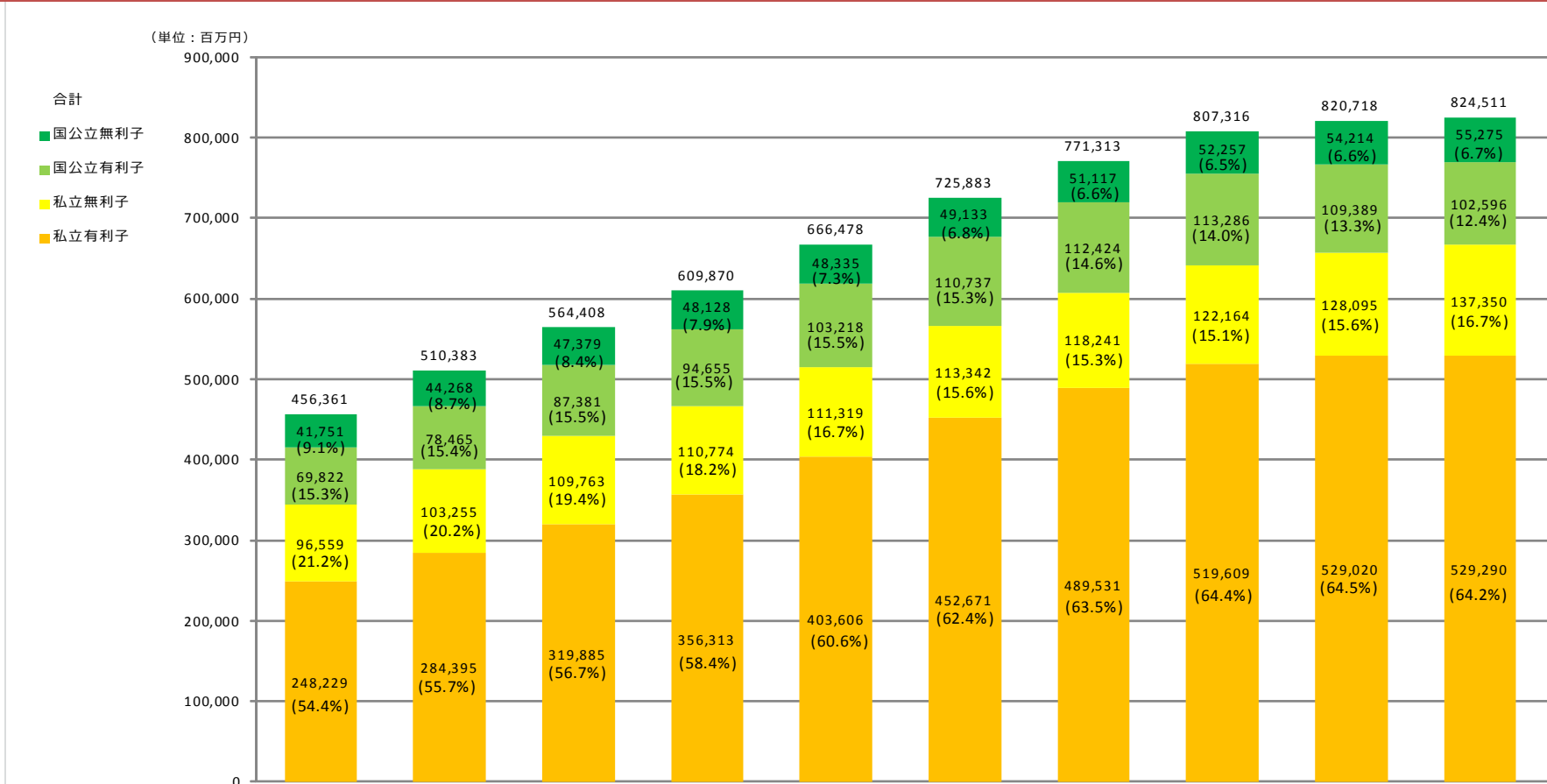
(単位：万人)



(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。
 (注2) 平成24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計分を含む。

学部段階における奨学金（個人給付）の推移

○学部段階の無利子・有利子奨学金合計額の81.3%が私立大学の学生利用分。



区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国立	無利子	41,751,351	44,267,604	47,378,855	48,128,497	48,335,406	49,132,829	51,116,579	52,256,908	54,214,091	55,275,327
	有利子	69,821,556	78,465,218	87,380,560	94,655,260	103,218,490	110,736,890	112,424,270	113,285,900	109,388,690	102,596,040
私立	無利子	96,559,482	103,254,837	109,763,466	110,774,061	111,319,215	113,342,331	118,241,441	122,163,825	128,095,427	137,349,992
	有利子	248,229,317	284,395,071	319,884,510	356,312,910	403,606,310	452,671,420	489,531,170	519,609,340	529,020,120	529,290,050
計	無利子	138,310,833	147,522,441	157,142,321	158,902,558	159,654,621	162,475,160	169,358,020	174,420,733	182,309,518	192,625,319
	有利子	318,050,873	362,860,289	407,265,070	450,968,170	506,824,800	563,408,310	601,955,440	632,895,240	638,408,810	631,886,090
合計（無利子有利子合算）		456,361,706	510,382,730	564,407,391	609,870,728	666,479,421	725,883,470	771,313,460	807,315,973	820,718,328	824,511,409

給付型奨学金の状況

○ ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）抜粋 （奨学金制度の拡充）

現在の奨学金制度は、家庭の経済事情、本人の能力などに応じて様々な支援措置が講じられているが、依然として無利子奨学金を受けられない学生がいる、あるいは、社会に出た後の返還負担に不安を覚え奨学金を受けることを躊躇する学生がいることが指摘されている。このため、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、以下のように奨学金制度の拡充を図る。

無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。

給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

奨学金の返還については、卒業後の年収が300万円以下の場合には10年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が300万円以下で卒業後の本人の年収が300万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度（2017年度）の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

(参考) 私学助成における授業料減免の状況

《平成28年度予算》

私立大学等経常費補助金（内数） 86億円（前年度85億円）

減免対象人数：約3千人増 平成27年度：約4.2万人→平成28年度：約4.5万人

※私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に授業料減免を実施した場合、実績に基づき所要経費の2分の1以内を支援。

《私立大学等の授業料減免の実施例》

○ 私立大学等の授業料減免については、各大学ごとに独自の基準を設けて実施

○A大学の例

下記（1）～（4）を満たす大学学部の新入生を対象に、40万円を給付。

- （1） 父母の年収合計が給与収入は800万円未満、事業所得は350万円未満であること
- （2） 一般入学試験または大学入試センター試験利用入学試験を受験すること
- （3） 高等学校での評定平均値（5段階評価）が「3.5」以上であること
- （4） 通信制を除く首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）以外の国内の高等学校もしくは中等教育学校、または首都圏以外に居住する者で通信制高等学校を卒業又は卒業見込みであること

○B大学の例

下記（1）～（2）を満たす大学学部の新入生を対象に、学費の半額相当額（75万円（看護学生は80万円））、2～4年次生を対象に、30万円を給付。

- （1） 主たる家計支持者の年収が給与収入は841万円未満、事業所得は355万円未満であること
- （2） 新入生は、高等学校での評定平均値（5段階評価）が「3.5」以上であること、2年次生は前年度までに31単位、3年次生は62単位、4年次生は93単位以上を取得していること

特定扶養控除について

○ 教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、平成元年より特定扶養控除制度が設けられている。

<制度説明(扶養控除)>(国税庁HPより抜粋)

1 制度概要 (平成元年創設)

納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを扶養控除といいます。

2 控除対象扶養親族

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

3 扶養親族

(略)

4 扶養控除額

控除額は、扶養親族の年齢、同居の有無等により次の表のとおりです。

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族(※1)		38万円
特定扶養親族(※2)		63万円
老人扶養親族(※3)	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等(※4)	58万円

※1 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

※2 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。

※3 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

※4 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属(父母・祖父母など)で、納税者又はその配偶者と常に同居している人をいいます。

(参考) 大学・短期大学における在学者数及び割合(平成27年5月1日現在) ※大学は学部学生のみ

国立:445,668人(16.6%) 公立:136,574人(5.1%) 私立:2,106,501人(78.3%)

(参考資料) 私学助成制度の沿革

私学助成制度の沿革（1）戦後復興

○ 昭和21.10.3 「帝国議会衆議院本会議」決議

私学振興に関する決議（抜粋）

- 一、官公私立学校生徒学費負担の不均衡是正
- 二、戦災私学復興費の助成
- 三、戦災私学の有する特殊預金の解除
- 四、私学への寄附金に対する租税の減免
- 五、私立学校教職員待遇改善費の補助

○ 昭和22.12 「教育刷新審議会」第十回建議

- (一) 私学の公共性を法的に確認し且つ自主性を確保する為、学校法人法を制定すること。
- (二) 戦災学校に対する補助金資材の確保並びに運用建物又はその他の国有建物の優先低価払下及びこれが弁済に関する特別な措置を講じること。
- (三) 経営費の急激なる膨張に伴い経営費に対する補助金又は貸付金の増額を行うこと。
- (四) 学校に対知る寄附金について寄付者の相続税、所得税、営業税等において免税を行うこと
- (五) 私学の財的基礎を強固にする為、教育金庫法の如きものを制定して私学に対する税制的援助の根本的対策の樹立を望む。

私学助成制度の沿革（2） 占領期

- 昭和21～26年度 戦災復旧費貸付金の実施
 - 国が、直接私立学校（大学～幼稚園）に対し、戦災復旧費、経営費等の長期低利の資金貸付を実施。（27年年度以降は私学振興会が実施）
 - ・ 戦災復旧費貸付金等（昭21～26） 16億3,412万円
 - ・ 経営費貸付金（昭22～23） 1億2,500万円
- 昭和24.12 私立学校法制定
- 昭和27.3 私立学校振興会法の制定
 - ①私立学校の施設等の整備に必要な資金の貸付
 - ②私学振興のための教職員の研修等に対する助成
- 昭和28年度 「私立大学研究基礎設備助成補助金」の創設
 - ※現私立大学等研究設備整備費等補助金
- 昭和28年度 「私立学校建物其他災害復旧費補助金」の創設
 - ※S28.8 西日本大水害

私学助成制度の沿革（3）

○ 文部省「わが国の教育の現状」（昭和28年度）より抜粋

このように、支出中新営営繕費の比率が増大していることは、戦時中老朽した施設の補修工事・戦災による施設の復旧工事のみならず、新学制の実施に伴う新規の工事が増大し、またその工事の負担が私立学校にとつて、相当な重荷になつていることを物語っている。

なお、人件費の比率が縮小しているのみならず、給与の絶対額がきわめて低位にあることは、私立学校における新営営繕費の増大が人件費に大きくしわよせされているためと思われる。

以上概観したように、全支出中営繕費の占める比率が著しく増大し、また経常費中人件費の占める比率も漸次上昇する傾向にあることは、私立学校の経営が営繕費と人件費の両面から圧迫されていることを示すものといえよう。そしてこの傾向は、健全な私立学校経営の理想とは、およそかけはなれたものといつてよい。

このように、昨今における私立学校の経営状況は、収入の面においても、支出の面においても、安定性を欠いているものといふことができる。

私学助成制度の沿革（４）私学の発展

- 昭和31年度「私立大学等理科特別補助金」の創設
- 昭和32.3 「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」制定
- 昭和39.6 「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」の一部改正（補助率2分の1→3分の2へ）
- 昭和43年度「私立大学教育研究費補助金」の創設
予算額30億円、補助率2分の1 S45に経常費補助金に統合
- 昭和45.1 「私立大学等経常費補助金」の創設
予算額132億円（人件費補助69億円、教育研究費補助63.2億円）
補助率2分の1
- 昭和45.5 「日本私学振興財団法」の制定
 - ① 私立大学等に対する経常費補助金の交付
 - ② 学校法人等に対する資金の貸付
 - ③ 私立学校教職員のための助成金の交付
 - ④ 受配者指定寄付金の受入れと配布
 - ⑤ 私立学校経営のための情報収集・経営相談

私学助成制度の沿革（5）私学助成の法制化

- 昭和49.2 「自由民主党・私学助成チーム」
「私立学校に対し、国公立学校の経費を基礎とする標準的な経常費および施設費について、その2分の1を補助することを目途とする。」
- 昭和49.8 「私立学校振興方策懇談会」報告（文部大臣の懇談会）
経常費補助としては、一般的な補助のほか、特別の必要に応ずる特別な措置をとるものとする。
 - （1）一般補助
 - ア 経常費については、次の算定により積算された額を一般補助として補助すること。
学生1人当たりの標準的経費（E）×学生数（S）×1/2
（E）は専攻分野別に国立大学の経常費を基準として定める。
（S）は学生定員について専攻分野別に区分する。
- 昭和50.7 「私立学校振興助成法」の制定（S51.4施行）
 - ・議員立法により成立

※ 昭和50年度の経常的経費に対する補助割合は20.6%。その後上昇を続け昭和55年度の29.5%が最高で、それ以降は割合は低下。

私学助成制度の沿革（6）

○ 昭和58.3 「臨時行政調査会」第5次答申（最終答申）

当分の間、いずれ（私立大学等経常費補助及び私立高等学校等経常費助成費補助）についても総額を抑制する。

私立大学等に対する補助金の配分方式について、次の様な合理化を図る。

- ① 主として教職員や学生の人数に応じて配分する仕組みとなっている一般補助について、教育研究条件の向上、経営努力等を考慮して、傾斜配分を強化する。
- ② 特色ある教育や研究に対する特別補助の助成総額に占める割合を高める。

○ 昭和58年度 「私立大学・大学院等研究装置施設整備補助金」の創設 予算額25億円 補助率2分の1